

平成16年度情報基盤対策技術開発等推進事業
(電子商取引(E C)技術基盤の相互運用性に関する調査研究)

調査報告

公認制度調査

平成17年3月

(財)日本情報処理開発協会

目 次

1	はじめに	1
2	定義と略語	2
2.1	定義	2
2.2	略語	4
3	調査対象/手順	5
3.1	調査対象	5
3.2	調査手順	6
4	エクゼクティブサマリー	7
4.1	制度間のギャップ	7
4.1.1	全般	7
4.1.2	マレーシア	7
4.1.3	シンガポール	8
4.1.4	韓国	9
4.1.5	日本	10
5	マッピング表	12
5.1	電子署名の効果	12
5.2	公認制度	14
5.2.1	推進体制	14
5.2.2	ボランティア/義務	16
5.2.3	公認単位と公認クラス	16
5.2.4	国内認証局の公認	18
5.2.5	国内リポジトリの公認	42
5.2.6	国内タイムスタンプサービスの公認	42
5.2.7	在外認証局の公認	44
5.2.8	国内評価者の公認	46
5.2.9	在外評価者の公認	49
5.2.10	加入者の不正行為および第三者の不正行為	50
5.3	認証サービス	51
5.3.1	加入者の登録	51
5.3.2	加入者証明書の有効期間	56
5.3.3	加入者証明書の更新および変更	57
5.3.4	加入者証明書の失効および停止	57
5.3.5	公認認証局の義務	61
5.3.6	公認認証局の表明保証	68
5.3.7	公認リポジトリの表明保証	68
5.4	認証局運営の安全対策	69
5.4.1	セキュリティ体制	69
5.4.2	外部委託管理	70
5.4.3	アクセス管理	70
5.4.4	運用管理	73
5.4.5	危機管理	77
5.4.6	教育および訓練	78

5.4.7	レビュー	79
5.5	認証局設備/装置の安全対策	80
5.5.1	物理的管理策	80
5.5.2	技術的管理策	86

1 はじめに

国際間における電子署名の有効性は、一般的に、当事国の認証局の公認制度に依存している。電子原産地証明書に利用される電子署名についても同じであるため日本と以下の FTA 交渉国および FTA 締結国との認証局の公認制度の文献調査を行い、ギャップに関わる文献調査分析を実施した。

なお、報告は、電子取引法または電子署名法等の公布日または施行日の成立順とした。

- ・マレーシア
- ・シンガポール
- ・韓国
- ・フィリピン
- ・タイ

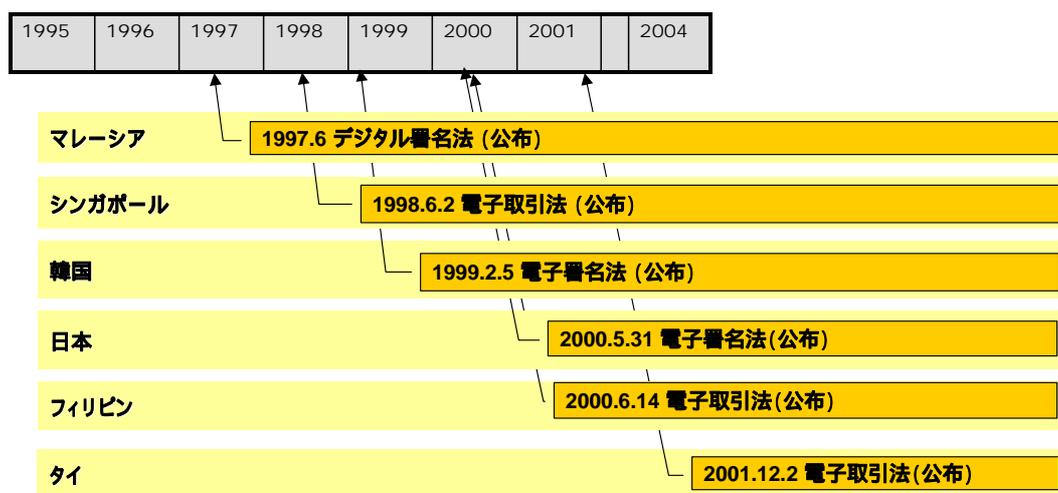


図 1.1 電子取引法または電子署名法等の公布日または施行日の成立順

2 定義と略語

2.1 定義

(1) 公認

ここでは、認定(Accreditation)、認可(License)の総称として用いた。

(2) 電子署名

ここでは、電子署名、デジタル署名の総称として用いた。

(3) 電子証明書

ここでは、電子証明書、デジタル証明書の総称として用いた。

(4) 認証局証明書/加入者証明書

いずれも公認認証局が発行した電子証明書を指す。

(5) 検査

ここでは、しくみを運営している者が基準に対する適合状態を検証する行為を指す。

(6) 評価

ここでは、第三者が基準に対する適合/不適合を判断する行為を指す。

(7) 監査

ここでは、基準に対する適合状態を確定する行為を指す。

(8) 通報

ここでは、しくみを運営している者に対する報告行為を指す。

(9) 通知

ここでは、しくみを利用している者に対する報告行為を指す。

(10) 開示

ここでは、特定者に情報を提供する行為を指す。

(11) 公示

ここでは、不特定者に情報を提供する行為を指す。

(12) 実在性確認

ここでは、実在を証明する物を確定する行為を指す。

(13) 本人確認

ここでは、実在性確認した当事者であることを確認する行為を指す。

(14) 稼働率

ここでは、 $(1 - (\text{サービス停止時間} / \text{サービス時間})) \times 100$ [%]とした。

(15) 検証

ここでは、事実を他の事実と比べ確認することを指す。

- (16) 確定
ここでは、A から行われた行為を B が知っているという事を確認することを指す。
- (17) 正確性
ここでは、記載要件に合致し誤字脱字が無いことを指す。
- (18) 真正性
ここでは、本物であることを指す。
- (19) ログ
ここでは、機械による自動的な記録を指す。
- (20) アーカイブ
ここでは、保管が義務付けられている文書を指す。
- (21) 表明保証
ここでは、保証を指す。例えば、契約として扱われるCPS は、証明書の中にある情報が正確であるという認証局の保証 (warranty)を含めることができる。
- (22) 信頼制限
ここでは、電子証明書の信用に相当する金額の上限を指す。
- (23) 補償
A が B との契約に関連して C に損害を生じさせた場合に B がこれを賠償 (compensate)することを指す。
- (24) 両罰
法人が罪を犯した場合、役員等にも連帯責任を問う行為を指す。
- (25) 主管者
ここでは、法規および制度の制定者を指す。
- (26) 監督者
ここでは、制度の執行者を指す。
- (27) 評価者
ここでは、制度の準拠性を確認する者を指す。
- (28) Relying Party
ここでは、信頼者を指す。
- (29) Validation
ここでは、有効性検証を指す。

2.2 略語

CA	Certification Authority 認証局
CP	Certificate Policy 証明書ポリシー
CPS	Certification Practice Statements 認証局運用規範
CRL	Certificate Revocation List 証明書失効リスト
CSP	Certification Service Provider 認証サービスプロバイダ
EAL	Evaluation Assurance Level 評価保証レベル
EE	End Entity 末端主体
FIPS	Federal Information Processing Standards Publication 米国 連邦政府情報処理標準
FTA	Free Trade Agreement 自由貿易協定
HSM	Hardware Security Module 秘密鍵の生成等装置
IDA	Infocomm Development Authority 情報通信開発庁
IEEE	Institute of Electrical and Electronics Engineers INC 米国電 気電子学会
JIPDEC	Japan Information Processing Development Corporation 日 本情報処理開発協会
KISA	Korea Information Security Agency 韓国情報保護振興院
OID	Object Identifier オブジェクト識別子
PID	policyIdentifier ポリシー識別子
PKI	Public Key Infrastructure 公開鍵基盤
RA	Registration Authority 登録局 = LRA(Local RA ローカル登録局)
RFC	Request For Comments IETF (Internet Engineering Task Force)が発行する規格
TBD	To Be Defined 未定義
TSA	Time-Stamping Authority タイムスタンプ局

3 調査対象 / 手順

3.1 調査対象

下記に示す FTA 交渉国および FTA 締結国の認証局の公認制度に関する文献を調査対象にした。以下、文献は略語で示す。

表 3.1 調査文献一覧

国	文献	公布/施行
マレーシア	デジタル署名法[MY/L]	1997.6 公布
	デジタル署名規則[MY/R]	1998.10.1 施行
シンガポール	電子取引法[SG/L]	1998.6.2 公布 1999.12.30 改正
	電子取引法規則[SG/R]	1999.2.10 施行
	認証局セキュリティガイドライン[SG/CA]	2003.9V2.0
韓国	電子署名法[KR/L]	1999.2.5 公布 2001.12.31 改正
	電子署名法施行令[KR/E]	1999.7.1 施行 2002.6.10 改正
	電子署名法施行規則[KR/R]	1999.8.12 施行 2002.7.11 改正
	実在性確認及び本人確認に関する告示[KR/CP]	2002.12.17 施行
	CPS ガイドラインに関する告示[KR/CPS]	2003.11.27 施行
	認証局が採用する安全対策に関する告示[KR/PR]	2002.11.15 施行
	公認認証局の施設設備基準に関する告示[KR/F]	2002.11.15 施行
日本	電子署名及び認証業務に関する法律[JP/L]	2000.5.31 公布 2001.4.1 施行
	電子署名及び認証業務に関する法律施行令[JP/E]	2001.4.1 施行
	電子署名及び認証業務に関する法律施行規則[JP/R]	2001.4.1 施行 2003.8.28 改正
	電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定に関する指針[JP/G]	2001.4.1 施行 2003.6.2 改正

	電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令[JP/ASS]	2001.3.1 施行
	特定認証業務の認定に関する調査票[JP/A]	2004.4.9JIPDEC V2.2
フィリピン	電子取引法[PH/L]	2000.6.14 公布
	電子取引法施行令[PH/E]	2000.7 公布
	電子認証及び電子署名に関する施行規則[PH/R]	2001.9.28 公布 2001.10.27 施行
タイ	電子取引法[TL/L]	2001.12.2 公布 2002.4.1 施行

3.2 調査手順

一般に、認証局の公認制度に関する法規は、次の事項を規定している。

- ・ 電子署名の効果
- ・ 公認制度
- ・ 認証サービス
- ・ 認証局運営の安全対策
- ・ 認証局設備および装置の安全対策

なお、法規の比較では、規定の違いを浮き彫りにすべく、表 3.1.2 に示すキーワードで条項をマッピングし、その特徴を抽出して要旨とした。

表 3.1.2 マッピングの構成

構成	分類キーワード
電子署名の効果(5.1)	電子文書の真正な成立に関する推定項等
公認制度(5.2)	公認に関する推進体制、有効期間、申請および変更等手続き、公認基準、公認の取消、罰則等
認証サービス(5.3)	加入者登録、証明書の発行と受領に関する義務等
認証局運営の安全対策(5.4)	内部牽制を含むアクセス管理、記録保管等の安全対策
認証局設備および装置の安全対策(5.5)	施設、設備、システム等の物理的および技術的管理策

4 エクゼクティブサマリー

調査の結果、FTA 交渉国および FTA 締結国との制度間のギャップが以下に記述するように明確になった。なお、フィリピンおよびタイは現時点で公認制度が制度化されておらずここでは省略した。

4.1 制度間のギャップ

4.1.1 全般

(1) 公認認証局の資本要件 (5.2.4.2(4)より)

シンガポール (SG/R-7.1)、韓国 (KR/E-2.1.2)の公認制度では、公認認証局の資本要件を規定している。

FTA 相手国または地域の公認制度が資本要件を規定していない場合、あるいは規定していても金額が異なる場合、ギャップが生じ、主管者間の調整または認証局の対応が必要となる。

(2) 加入者証明書の停止処理 (5.3.4 より)

マレーシア (MY/L-46.1)、シンガポール (SG/L-31.1、SG/R21.4)、韓国 (KR/L-17.1、KR/L-17.2)の公認制度では、加入者証明書の停止を規定している。

FTA 相手国または地域の公認制度が加入者証明書の停止処理を規定していない場合、ギャップが生じ、主管者間の調整または認証局の対応が必要となる。

(3) 事業の継承、廃止または取消に伴う業務の継承 (5.2.4.4(2)i、5.2.4.6 より)

マレーシア (MY/L-12.6)、シンガポール (SG/L-41.4)、韓国 (KR/L-10.3、KR/L-10.4、KR/L-12.2、KR/L-12.3、KR/R8.1)の公認制度では、公認認証局事業の継承、廃止または取消に伴う業務の継承を規定している。

FTA 相手国または地域の公認制度が継承を規定していない場合、ギャップが生じ、主管者間の調整または認証局の対応が必要となる。

4.1.2 マレーシア

(1) タイムスタンプ (5.2.6 より)

マレーシアは、TSA の公認制度を有し、タイムスタンプの法的地位または

法的効力を規定している (MY/L-70.1)。

マレーシアの在外認証局の公認規定 (MY/L-19.2c) では上記規定を適用外としているが、紛争解決時の推定の要件としてデジタル署名が公認 TSA のタイムスタンプがなされる前に生成されていることを要求している (MY/L-67.1d)。

TSA の公認制度を持たない FTA 相手国または地域で発行されたタイムスタンプが使われた場合、ギャップが生じ、そのタイムスタンプにマレーシアと同一の法的地位または法的効力が与えられるかについて、主管者間の調整が必要となる。

4.1.3 シンガポール

(1) リポジトリ (5.3.5.2(1)より)

シンガポールの公認制度では、リポジトリのダウン時間およびダウン率を規定している (SG/R-30)。

FTA 相手国または地域の公認制度がリポジトリのダウン時間およびダウン率を規定していない場合、ギャップが生じ、主管者間の調整または認証局の対応が必要となる。

(2) ネットワーク診断 (5.4.7 より)

シンガポールの公認制度では、半年毎に資格がある独立機関のネットワーク診断を受けることを規定している (SG/CA-2.5.5、SG/CA-5.4.4)。

ネットワーク診断機関の資格を制度化していない FTA 相手国または地域のネットワーク診断機関からネットワーク診断を受けた場合、ギャップが生じ、その診断の有効性について主管者間の調整が必要となる。

(3) 準拠性監査 (5.2.4.2(5)viii より)

シンガポールの公認制度では、監督者に年 2 回の業務および財務に関する報告を提出することになっており、その中にはシステムの稼働時間/停止時間、障害を含むシステムの稼働率が含まれている (SG/R-34.1、SG/R-34.2)。

FTA 相手国または地域の公認制度が準拠性監査の報告回数を年 1 回と規定している場合、ギャップが生じ、主管者間の調整または認証局の対応が必要となる。

また、公認認証局が連続運転を必要としない場合、ギャップが生じ、システムの稼働時間/停止時間、障害を含むシステムの稼働率の報告について認証

局の対応が必要となる。

(4) システムの情報技術セキュリティ評価基準 (5.5.2.2(1)より)

シンガポールの公認制度では、システムおよびアプリケーションが EAL4 相当以上であることを規定している (SG/CA-5.2.3)。

FTA 相手国または地域の公認制度がシステムおよびアプリケーションの EAL を規定していない場合、ギャップが生じ、主管者間の調整または認証局の対応が必要となる。

また、EAL に対応していないシステムおよびアプリケーションしか入手できない場合、どう対応すべきか、主管者間の調整が必要となる。

(5) 署名鍵と暗号化鍵の分離 (5.2.4.2(5)iii より)

シンガポールの公認制度では、署名鍵と暗号化鍵を分離することを推奨している (SG/CA-4.1.3)。

FTA 相手国または地域の公認制度が署名鍵と暗号化鍵の分離を規定していない場合、ギャップが生じ、主管者間の調整または認証局の対応が必要となる。

4.1.4 韓国

(1) 相互接続 (5.2.4.2(5)v より)

韓国の公認制度では、全ての認証局が KISA のルート認証局に相互接続されることが前提となっている。(KR/CPS-29.3)

FTA 相手国または地域の公認制度が公認認証局以外との相互接続を認めていない場合、ギャップが生じ、主管者間の調整または認証局の対応が必要となる。

(2) タイムスタンプ有効性検証システム (5.5.2.2(2)vi より)

韓国の公認制度では、タイムスタンプ有効性検証システムに対する仕様要件を規定している。(KR/F-2.4.2.2 イ)

FTA 相手国または地域の公認制度がタイムスタンプ有効性検証システムに対する仕様要件を規定していない場合、ギャップが生じ、主管者間の調整または認証局の対応が必要となる。

(3) システムの二重化 (5.5.2 より)

韓国の公認制度では、次のシステムの二重化を規定している。

- ・ 認証システム (KR/PR-t3.2.1.4、KR/F-2.3.1.5、KR/F-2.3.2.1 エ、KR/PR-t3.2.2.4)
- ・ リポジトリ (KR/F-2.3.2.2 ウ)
- ・ HSM (KR/F-2.2.2 カ)

FTA 相手国または地域の公認制度が当該システムの二重化を規定していない場合、ギャップが生じ、主管者間の調整または認証局の対応が必要となる。

(4) 要員の条件 (5.2.4.2(4)より)

韓国の公認制度では、公認認証局は 12 名以上の要員の確保および要員の韓国資格の保有かつ KISA の教育課程の履修を規定している (KR/E-2.1.1)。

FTA 相手国または地域の公認認証局の要員が 12 名未満である、あるいは当該資格および課程を履修した要員がない場合、ギャップが生じ、主管者間の調整または認証局の対応が必要となる。

(5) 加入者ソフトウェア (5.5.2.2(2)v より)

韓国の公認制度では、加入者ソフトウェアの要件として監査記録の生成または更新機能を規定している (KR/F-2.2.3.1 ウ、KR/F-2.6.5 イ)。

FTA 相手国または地域の公認制度が加入者ソフトウェアの要件として監査記録の生成または更新機能を規定していない場合、ギャップが生じ、主管者間の調整または認証局の対応が必要となる。

4.1.5 日本

(1) 公認認証局秘密鍵の利用制限 (5.2.4.2(5)ii より)

日本の公認制度では、認定認証業務以外のサービスで公認認証局秘密鍵を利用しないことを規定している (JP/G-10.1.1)。

FTA 相手国または地域の公認認証局が認定認証業務以外のサービスで公認認証局秘密鍵を利用している場合、ギャップが生じ、主管者間の調整または認証局の対応が必要となる。

(2) 団体用加入者証明書の扱い (5.3.1(1)ii より)

日本の公認制度では、団体用加入者証明書の扱いが規定されていない。

FTA 相手国または地域の公認認証局が団体用加入者証明書を取り扱っている場合、ギャップが生じ、主管者間の調整または認証局の対応が必要となる。

(3) 施設の建築基準 (5.5.1(1)より)

日本の公認制度では、施設の災害対策として建築基準法への準拠を規定している (JP/G-7.1.3c)。

FTA 相手国または地域の公認制度が日本の建築基準法に準拠していない場合、ギャップが生じ、主管者間の調整または認証局の対応が必要となる。

5 マッピング表

5.1 電子署名の効果

(1) 電子文書の真正な成立に関する推定

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	<p>*次の場合のメッセージおよびメッセージのコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> - 全体に電子署名が付いている - 電子署名は、公認認証局が発行した電子署名であることが検証されている - 電子署名は、署名された時点で有効であった <p>*MY/L に従い作成された電子署名は、次の場合、法的に紐付けられた署名と推定する</p> <ul style="list-style-type: none"> - 公認認証局公開鍵により検証された電子署名の場合 - 署名を要求された者の電子署名の場合 - 信頼者が次の認識を持っていない場合 <ul style="list-style-type: none"> %加入者の義務違反 %加入者が加入者秘密鍵を所有していない 	<p>MY/L-64.1 MY/L-65.1</p> <p>MY/L-62.2</p> <p>MY/L-62.1</p>
シンガポール	<p>*次の電子署名が付されている場合、安全な電子記録と推定する</p> <ul style="list-style-type: none"> - 公認認証局が発行した有効な加入者証明書に対応する加入者公開鍵で検証できる電子署名 - 発信者および受信者間で電子署名を使用することに合意し、発信者の公開鍵で検証できる電子署名 	<p>SG/L-19.1 SG/L-20.1</p>
韓国	<p>*次の電子署名が付された電子文書</p> <ul style="list-style-type: none"> - 公認認証局が発行した有効な加入者証明書に対応した電子署名 <ul style="list-style-type: none"> %当該電子文書は、この電子署名で署名されている場合、改ざんされていないものと推定する - 当事者間の協約に基づく電子署名 	<p>KR/L-3</p>
日本	<p>*本人による電子署名が付されている場合、電子文書に記録された情報が真正に成立したものと推定する</p>	<p>LP/L-3.1</p>

国/地域	要旨	根拠資料
フィリピン	<p>*電子文書は、他の文書や法的書類と同様の法的効果・効力、また実行可能性を持つものとする。また、</p> <p>a)法律が、書面による証拠資料を要請している場合、電子文書はその要請を満たすものである。ただしその電子文書が、その後の参照用に使用できるよう、完全性・信頼性を満たしており、またその真正性が確認できることが条件とされる。すなわち、</p> <p>i)その電子文書が完全性を保ち、承認の追加や正当な権限による変更、通常通信・保存・表示の過程で生じる何らかの変化を例外として、変更を受けないこと。</p> <p>ii)その電子文書が、その作成目的に照らして、また関連するあらゆる状況に鑑みて信頼できるものであること</p>	PH/L-7.1
タイ	<p>*TL/L-9の定めに従い、取引が書面により行われ、または書面により証拠立てられ、もしくは作成されなければならない文書により裏付けられるべきことを法律が求める場合、その情報の意味が変えられることなく続いて行われる参照のために入手可能かつ使用可能なデータメッセージの形式で生成されるならば、その情報は既に書面により作成され、または書面により証拠立てられ、もしくは作成された文書により裏付けられているとみなされるものとする</p> <p>*ある人が書面中に署名をすることになっている場合、データメッセージは次の場合に署名をなされているとみなされるものとする</p> <p>(1)署名者を識別することができ、署名者がそのデータメッセージに含まれる情報が自分のものであることを承認していることを示すことができる方法が使用されている場合。かつ</p>	<p>TL/L-8.1</p> <p>TL/L-9.1</p>

国/地域	要旨	根拠資料
	(2)その方法が、データメッセージが周りの状況もしくは両当事者間の合意を顧慮しつつ生成もしくは送信された目的のために適切であるという点で信頼できるものである場合	

(2) 推定の真偽に対する立証

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> *裁判所は、次の事項を推定する - 公認認証局の電子署名が付されている %公認リポジトリで開示されている %加入者証明書に記録された公認認証局が発行している %加入者が受領している - 有効であり、公認認証局が確定した情報が正確である - 加入者証明書の加入者公開鍵で検証されている - 公認タイムスタンプ以前に電子署名されている 	MY/L-67.1
シンガポール	*公認認証局の電子署名に疑義を持つ者が立証の責任を負う	SG/L-21 SG/R-i2.1
韓国	*規定無し	
日本	*規定無し	
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.2 公認制度

5.2.1 推進体制

(1) 主管者

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> *大臣 - 主管者は、公務員または監督官の役員にMY/L に基づく執行権 (捜査権)を委任できる %捜査者は公務員とみなされる 	MY/L-1.1 MY/L-75.1 MY/L-75.2

国/地域	要旨	根拠資料
	- 主管者は、公認取得義務免除権限 (MY/L-4.3) を監督者に代行させることができる	MY/L-4.4
シンガポール	*情報技術通信芸術省長官 (MICA)	SG/L-1.1
韓国	*情報通信省長官 (MIC) - 通信庁長官への公認の継承、廃止および引継ぎ権限を委任できる	KR/L-4.1 KR/L-30.1 KR/E-5.1
日本	*総務大臣 (MIC) *法務大臣 (MOJ) *経済産業大臣 (METI)	JP/L-40.1
フィリピン	*通商産業省 (DTI) *科学技術省 (DOST)	PH/L-24.1 PH/L-29.1
タイ	*検討中 (科学技術環境省長官)	TL/L-36.1

(2) 監督者

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*監督官	MY/L-3.1
シンガポール	*IDA	SG/L-41.1
韓国	*情報通信省長官 (MIC)	KR/L-4.1
日本	*総務大臣 (MPT) *法務大臣 (MOJ) *経済産業大臣 (METI)	JP/L-40.1
フィリピン	*規定無し	
タイ	*検討中 (国家電子工学コンピュータ技術センター所長(NECTEC))	TL/L-32.3

(3) 評価者

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*公認会計士または認定コンピュータセキュリティ専門家	MY/L-20.2
シンガポール	*監査会社	ヒアリング
韓国	*指名 - KISA	KR/L-19.2 KR/R-13-5

国/地域	要旨	根拠資料
日本	*職員 2 名以上による審査、または実地審査の 評価者への委託 - 日本品質保証機構 (JQA) - JIPDEC	JP/L-6.2 JP/R-7.1 JP/L-17.1 JP/L-17.3
フィリピン	*規定無し	
タイ	*電子取引委員会	TL/L-37.1.2

5.2.2 ボランティア/義務

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*義務制度 - <u>例外</u> ：組織内部向けの認証局および主管者が承認した団体は、申請により公認取得義務が免除される (MY/L-60 から MY/L-67 は適用されない)	MY/L-4.1 MY/L-4.3 MY/L-4.6
シンガポール	*ボランティア制度	SG/R-i2
韓国	*ボランティア制度	KR/L-4.1
日本	*ボランティア制度	JP/L-4.1
フィリピン	*ボランティア制度	PH/R-12.1
タイ	*検討中 - 国の業務を扱う場合は義務制度となる	TL/L-33.1 TL/L-35.2

5.2.3 公認単位と公認クラス

(1) 公認単位

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*認証局	MY/L-4.1
シンガポール	*認証局	SG/R-i2
韓国	*認証局	KR/L-4.1
日本	*認証サービス	JP/L-4.1
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

(2) 公認クラス

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*監督者は、次を含む制限に基づく公認クラスを設定できる - 発行証明書の最大数 - 信頼制限の累積最高額 - 社内/組織内に限る認証局	MY/L-15.1
シンガポール	*規定無し	
韓国	*規定無し	
日本	*規定無し	
フィリピン	*規定無し	
タイ	*届出、登録、免許の3種類	TL/L-32.1

(3) 信頼システムの定義

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*次を満足するハードウェアおよびソフトウェア - 侵入と乱用に対して合理的に安全である - 可用性、信頼性および適正な運用に関する合理的なレベルを備えている - 意図される機能を実行することに合理的に適している	MY/L-2.1.39
シンガポール	*次を満足するハードウェア、ソフトウェアおよび手順 - 侵入と乱用に対して合理的に安全である - 可用性、信頼性および適正な運用に関する合理的なレベルを備えている - 意図される機能を実行することに合理的に適している - 一般に承認されたセキュリティ手順を遵守している	SG/L-2.1.23
韓国	*規定無し	
日本	*規定無し	
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.2.4 国内認証局の公認

5.2.4.1 有効期間

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	*1年	SG/R-i3.1 SG/R-4.1
韓国	*2年	KR/E-3-2.1
日本	*1年	JP/L-7.1 JP/E-1.1
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.2.4.2 公認の登録要件

(1) 公認申請

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	(a) 申請書類 *監督者が定めた物 (b) 添付書類 *監督者が定めた物 - 監督者は、追加の文書/情報を要求できる (c) その他 *規定無し	MY/L-7.1 MY/L-7.2
シンガポール	(a) 申請書類 *監督者が定めた物 (b) 添付書類 *監督者が定めた物 *CPS (本人確認手順を含む) (->5.3.1 節(2)) (c) その他 *規定無し	SG/R-3 SG/R-3 SG/R-19.4
韓国	(a) 申請書類 *名称または商号 *代表者の氏名、住民登録番号 *住所 *電話番号 *ホームページアドレス	KR/L-4 KR/R-2.1

国/地域	要旨	根拠資料
	*資本金 *サービスの種類、内容、対象、地域、設備概要、 設備の設置場所 (b) 添付書類 *法人の代表者および役員の戸籍抄本 *定款および法人登記簿謄本 *技能/資本/設備/管理策の基準適合(KR/E-2.1) の証明書 *事業計画書 *CPS (c) その他 *公認認証局証明書のみ申請を行わないこと *公認認証局は、認証局証明書の発行、停止、失 効および停止解除を KISA に申請する場合、 正確な情報および事実を記載すること	KR/L-4 KR/E-3.1 KR/L-6.1 KR/L-25-3.1 KR/CPS-30.1.1
日本	(a) 申請書類 *氏名住所等 - 氏名または商号 - 住所 - 法人の場合、代表者の氏名 *設備の概要 *業務の実施方法 (b) 添付書類 *定款または寄付行為および登記簿の謄本 *欠格していない事を説明した文書 *公認基準に適合している事の説明書 (c) その他 *規定無し	JP/L-4.2 JP/R-3.1 JP/L-4.2 JP/R-3.2
フィリピン	*規定無し	
タイ	(a) 申請書類 <u>届出または登録</u> *施行令が定めた物 - 公認サービスは届出あるいは登録の日から運 営できる %申請が不正確であった場合 7 日以内に是正 すること <u>免許</u> *施行令が定めた物	TL/L-33.2 TL/L-34.2

国/地域	要旨	根拠資料
	(b) 添付書類 届出または登録 *施行令が定めた物	TL/L-33.2
	免許 *施行令が定めた物	TL/L-34.2
	(c) その他 *規定無し	

(2) 公認対象者の資格

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*主管者が定める MY/R に基づく資格要件	MY/L-5.1
シンガポール	*シンガポール内で活動する法人	SG/R-i4.1a
韓国	*国家機関/地方公共団体/法人	KR/L-4.2
日本	*特定認証業務を行おうとする者	JP/L-4.1
フィリピン	*規定無し	
タイ	*電子取引事業 (TL/L-32.1)	

(3) 欠格条件

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	<u>トラステッドパーソン</u> (a) 治産制限を受けている者の存在 *国内外で免責前破産者の存在 (b) 有罪者の存在 *詐欺/背任、SG/R 違反で有罪判決を受けた者の存在 (c) 資格制限を受けている者の存在 *規定無し (d) 公認取消時に在籍していた者の存在 *規定無し <u>法人</u> *規定無し	SG/R-8.1 SG/R-11.1

国/地域	要旨	根拠資料
	<p><u>その他</u></p> <ul style="list-style-type: none"> *トラステットパーソンの資格/経験/実績/専門性が満足しないと監督者が判断したとき *トラステットパーソンの評判/性格/財務状況/信頼性が関係者の利益にそぐわないと監督者が判断したとき *職員等および業務に影響を与える情報の未提供 *公共の利益に合致しない 	
韓国	<p><u>役員</u></p> <p>(a) 治産制限を受けている者の存在</p> <ul style="list-style-type: none"> *禁治産者/限定治産者または破産者で復権していない者の存在 <p>(b) 有罪者の存在</p> <ul style="list-style-type: none"> *禁固以上の実刑の宣告を受け、その執行が終了し(執行が終了したものとみなす場合を含む)、または執行が免除された日から2年が経過していない者の存在 *禁固以上の刑の執行猶予宣告を受け、その執行猶予期間中にある者の存在 <p>(c) 資格制限を受けている者の存在</p> <ul style="list-style-type: none"> *裁判所の判決もしくは他の法律により資格を喪失し、または資格を停止された者の存在 <p>(d) 公認取消時に在籍していた者の存在</p> <ul style="list-style-type: none"> *KR/L-12により公認を取消された法人の取消当時、役員だった者の存在(取消の日から2年が経過していない者に限る) 	KR/L-5.1.1
	<p><u>法人</u></p> <ul style="list-style-type: none"> *KR/L-12により公認が取消されてから2年が経過していない法人 	KR/L-5.1.2
	<p><u>その他</u></p> <ul style="list-style-type: none"> *KISAによる試験運営が公認されていない場合 *KISAによる定期的な評価がなされていない場合 - 公認後6ヶ月以内に受験すること - 有効期間は1年 	KR/CPS-29.1 KR/L-19.2 KR/R-13-5

国/地域	要旨	根拠資料
日本	<u>申請者または代表者/役員</u> (a) 治産制限を受けている者の存在 *規定無し (b) 有罪者の存在 *禁固以上の刑およびその失効後 2 年を経過しない者の存在 (c) 資格制限を受けている者の存在 *規定無し (d) 公認取消時に在籍していた者の存在 *JP/L-14.1 または JP/L-16.1 により公認を取消され、その取消の日から 2 年を経過しない者の存在 <u>法人</u> *規定無し	JP/L-5.1.1 JP/L-5.1.2
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

(4) 公認基準

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	(a) 資本要件 *財務諸表、監査済み貸借対照表、損益計算書等を監督者へ提出すること (b) 技能要件 *規定無し (c) サービス (->5.3 節) (d) システム *運営の安全対策 (->5.4 節) *施設/設備の安全対策 (->5.5 節)	MY/L-24.1
シンガポール	*引用規格 (SG/R-10.1) - SG/L および SG/R - 認証局ガイドライン(SG/CA)	SG/L-42.1 SG/L-42.2 SG/R-26.1

国/地域	要旨	根拠資料
	<p>(a) 資本要件 *シンガポール内において運営される会社であ って、払込済み資本 200 万 S \$ (1 億 3000 万 円)以上、払込済み資本と利用可能資金証明 500 万 S \$ (3 億 2500 万円)以上、賠償責任保 険、信用状または銀行保証 100 万 S \$ (6500 万円)以上</p> <p>(b) 技能要件 <u>トラステッドパーソン</u> *SG/L、SG/R に対する十分な知識を有している こと *CPS を熟知していること *業務に関連する技術資格/技能/経験を有して いること</p> <p>(c) サービス (->5.3 節)</p> <p>(d) システム *運営の安全対策 (->5.4 節) *施設/設備の安全対策 (->5.5 節)</p>	<p>SG/R-i4.1b SG/R-7.1</p> <p>SG/R-8.3</p>
韓国	<p>*引用規格 - KR/CPS (KR/L-8.1) - KR/CP (KR/L-15.6) - KR/PR (KR/L-18.3、KR/R-13.4) - KR/F (KR/E-2.2) - 公認された CPS (KR/L-6.1)</p> <p>(a) 資本要件 *資本金 80 億 W(8 億円)以上</p> <p>(b) 技能要件 <u>次の有資格者 12 人以上の配置</u> *情報通信技術者/情報処理技術者/電子計算機 システム技術者 *情報セキュリティ等の分野で 2 年以上の経験 *KISA の危機管理に関する研修の履修</p>	<p>KR/L-4.3 KR/L-11. 1.5-2 KR/L-11.1.11-2 KR/E-3.2</p> <p>KR/E-2.1.2</p> <p>KR/E-2.1 KR/E-2.1.1</p>

国/地域	要旨	根拠資料
	(c) サービス (->5.3 節) (d) システム *運営の安全対策 (->5.4 節) *施設/設備の安全対策 (->5.5 節)	
日本	(a) 資本要件 *規定無し (b) 技能要件 *十分な知識および経験を有する者を配置すること (c) サービス (->5.3 節) (d) システム *運営の安全対策 (->5.4 節) *施設/設備の安全対策 (->5.5 節)	JP/R-6.1.15e
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

(5) 指定事項

i) 暗号アルゴリズム

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	(a) 電子署名暗号 *IEEE 標準に準拠すべき (b) ハッシュ関数 *規定無し (c) 共通鍵暗号 *規定無し	SG/CA-4.10.6
韓国	(a) 電子署名暗号 *1024 ビット以上の RSA *1024 ビット以上の KCDSA *160 ビット以上の ECDSA	KR/F-2.2.1 ア

国/地域	要旨	根拠資料
	(b) ハッシュ関数 *160 ビット以上の SHA-1 *HAS-160	KR/F-2.2.1 イ
	(c) 共通鍵暗号 *3-DES *128 ビット以上の SEED	KR/F.2.2.1c
日本	(a) 電子署名暗号 *1024 ビット以上の RSA *1024 ビット以上の DSA *160 ビット以上の ECDSA	JP/L-2.3 JP/R-2.1 JP/R-6.1.6 JP/G-3.1 JP/A-342x
	(b) ハッシュ関数 *160 ビット以上の SHA-1	JP/G-3.1.1
	(c) 共通鍵暗号 *規定無し	
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

ii) 公認認証局秘密鍵

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	*認証局秘密鍵が危殆化した場合、影響を受けた証明書を失効すること	SG/CA-2.8.3
韓国	*認証局秘密鍵が危殆化した場合、KISA へ通報すること	KR/L-21.4
日本	*認証局秘密鍵が危殆化した場合、すべての加入者証明書を失効するとともに、原因別対応並びに加入者/信頼者への通知および監督者への通報を行うこと *認証局秘密鍵を公認以外の認証局サービスに使用してはならない	JP/L-6.1.3 JP/R-6.1.15.2 JP/A-3C62 JP/G-10.1.1
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

iii) 加入者秘密鍵

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	加入者による生成 *加入者は、信頼システムで加入者秘密鍵を生成すること	MY/L-27.2
シンガポール	加入者による生成 *加入者は、公認認証局が認めた信頼システムで加入者秘密鍵を生成すること <u>署名鍵と暗号鍵の分離</u> *分離すること	SG/L-36.1 SG/CA-4.1.1 SG/CA-4.1.3
韓国	加入者による生成 *公認認証局は、原則として加入者秘密鍵の保管を行ってはならない *公認認証局は、加入者公開鍵と登録された加入者秘密鍵が対応していることを検証すること	KR/L-21.3 KR/CPS-11.2 KR/CPS-6.1
日本	加入者による生成 *公認認証局は、加入者公開鍵と登録された加入者秘密鍵が対応していることを検証すること <u>公認認証局による生成</u> *公認認証局は、加入者秘密鍵を生成する場合、交付後必ず消去すること	JP/R-6.1.3-2 JP/L-6.1.3 JP/R-6.1.3
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

iv) 加入者証明書

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	*規定無し	
韓国	(a) プロファイル *加入者の氏名または商号 *加入者公開鍵 *アルゴリズム OID *シリアル番号 *有効期間 *公認認証局の名称 *利用範囲/用途	KR/L-15.2

国/地域	要旨	根拠資料
	*権限(委任内容または資格) *公認であるという表示 (b)有効期間 *規定無し (c) 有効性検証 *有効期間内であること *利用範囲、用途(KR/L-15.2.7)、権限 (KR/L-15.2.8)を検証すること *失効/停止されていないこと	KR/L-25-2.1.1
日本	(a) プロファイル *加入者の氏名 *加入者公開鍵 *アルゴリズム OID *シリアル番号 *有効期間 *公認認証局の名称 (b)有効期間 *5年以下 (c) 有効性検証 *公認認証局公開鍵を使って発行者を検証すること *利用目的/使用範囲/制限を検証すること *失効されていないこと	JP/R-6.1.5 JP/A-341x JP/R-6.1.4 JP/A-340x JP/L-6.1.3 JP/R-6.1.9 JP/A-3712 JP/G-11.1.1 JP/G-11.1.2 JP/G-11.1.3
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

v) 相互接続

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	*規定無し	
韓国	*KISA は、正常的な運営が可能と判断した認定 認証局に認定証明書を発行すること	KR/CPS-29.3
日本	*公認されたサービス間および公認と同等以上の 基準に従う国または地方公共団体が実施す るサービス (JP/G-10.1.1)	

国/地域	要旨	根拠資料
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

vi) 個人情報の保護

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*MY/L に基づき収集した情報 (記録、書籍等) は、MY/L で開示または公示を指定されていない物を除き、開示してはならない	MY/L-72.1
シンガポール	*加入者情報の守秘 - 例外：加入者証明書、CRL	SG/R-i11.1 SG/R-28.3
韓国	*個人情報保護に関し、「情報通信網利用促進および情報保護等に関する法律」の一部を準用	KR/L-24.2
日本	*加入者審査情報の目的外使用を禁止すること *加入者情報の取扱を規則化すること - 適切な保管 - 申請時における個人情報の取扱および証明書の記載範囲に関する加入者承認の取得	JP/L-12.1 JP/R-6.1.15.6 JP/A-3C51 JP/A-3C52 JP/A-3C53
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

vii) アーカイブおよびバックアップの保管期間

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	*7 年以上 - 秘密鍵、証明書 (SG/R-17.2)、申請記録 (SG/R-17.1)、設備 (-> 5.4.4 節(1)) *12 ヶ月以上 - 監査証跡、システムログ (-> 5.4.4 節(1))	SG/R-i7.1 SG/R-17.3 SG/CA-2.1.2 SG/CA-3.9.1 SG/CA-3.10.4
韓国	*10 年 (当該認証局証明書/加入者証明書の有効期間の満了日から) - 秘密鍵、証明書、申請記録、有効性検証に関する記録 (-> 5.4.4 節(1))	KR/L-22.2 KR/CPS-25.1

国/地域	要旨	根拠資料
	*2年以上 - 運用、設備、システム、ログに関する記録 (-> 5.4.4 節(1))	KR/PR-t4.3.1.1 KR/PR-t4.3.1.2
日本	*10年(当該認証局証明書/加入者証明書の有効期間の満了日から) - 秘密鍵、証明書、申請記録、改訂に関する記録 (-> 5.4.4 節(1)) *次の公認の更新まで - 設備、システムに関する記録 (-> 5.4.4 節(1))	JP/R-12.2 JP/R-12.3
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

viii) 準拠性監査

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*年1回以上準拠性監査を実施すること - 監査員は、コンピュータセキュリティの専門技術を有する公認会計士または認定コンピュータセキュリティ専門家であること - 監査役の資格および監査手順は、別途法律に基づく - 監査結果は認証局開示記録で公示すること - <u>例外</u> ：申請に基づき監査を免除できる場合 %前年に発行した電子証明書が6枚未満すべての信頼制限の合計が2万5千RM(75万円)以下の場合 %前年に発行した電子証明書の合計残存期間が30日未満であり、信頼制限の合計が2万5千RM(75万円)以下の場合 %発行した電子証明書の信頼制限の総額が2500RM(7万5千円)以下の場合 %監査を免除した場合、その旨公示すること	MY/L-20.1 MY/L-20.2 MY/L-20.3 MY/L-20.4 MY/L-21.1 MY/L-21.3
シンガポール	*公認認証局は、年2回業務および財務に関する次の報告を監督者へ提出すること	SG/R-34.1

国/地域	要旨	根拠資料
	<ul style="list-style-type: none"> - 加入者数 - 加入者証明書の発行数/停止数/失効数/更新数 - システムの稼働時間/停止時間、障害を含むシステムの稼働率 - 組織変更 - 前回報告との差分 - 前回報告後のトラステッドパーソンの異動/採用 <p>*レビューおよびネットワーク診断の結果を監督者に提出すること (毎年) (->5.4.7 節)</p>	<p>SG/R-34.2</p> <p>SG/CA-2.5.8</p>
韓国	*規定無し	
日本	*定期的な監査および是正を行っていること	<p>JP/K-6.1.3</p> <p>JP/R-6.1.15d</p> <p>JP/A-3C32</p> <p>JP/A-3C33</p>
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.2.4.3 公認事項の更新/変更

(1) 公認事項の更新

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	<p>(a) 申請書類</p> <p>*公認期限 60 日前から 30 日前までに監督者へ更新を申請できる</p> <p>*自己の公認証を紛失した場合、すみやかに再発行を申請すること</p> <p>(b) 更新審査</p> <p>*規定無し</p>	<p>MY/L-17.1</p> <p>MY/L-18.1</p>
シンガポール	<p>(a) 申請書類</p> <p>*登録時と同じ</p> <p>*公認期限 3 ヶ月前までに更新申請できる</p> <p>(b) 更新審査</p> <p>*登録時と同じ</p>	<p>SG/R-5.1</p> <p>SG/R-5.2</p> <p>SG/R-5.1</p>

(2) 公認事項の変更

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	(a) 申請文書等の変更 定款/代表者/役員/住所等 *異動/変更の前に監督者へ変更の詳細を書いた 文書を提出すること (b) 公認設備/CPS の変更 *規定無し	MY/L-25.1 MY/L-25.2
シンガポール	(a) 申請文書等の変更 代表者/役員/住所等 *代表者/役員の変更は 3 日以内に監督者へ通報 すること (b) 公認設備/CPS の変更 *規定無し	SG/R-29.1
韓国	(a) 申請文書等の変更 *規定無し (b) 公認設備/CPS の変更 *事前公認を得ること(災害などの緊急時は適用 後 7 日以内) *公認 CPS の変更の場合、施行の 15 日前まで	KR/CPS-24.2 KR/L-6.2 KR/R-5.1
日本	(a) 申請文書等の変更 代表者/役員/住所等 *すみやかに届けること (b) 公認設備/CPS の変更 *指定様式で申請し公認を得ること -例外：同一室内での等価以上の設備への変更ま たは増設	JP/L-9.4 JP/L-9.1 JP/R-10.1 JP/R-9.1
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.2.4.4 公認の継承/廃止

(1) 公認の継承

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	*規定無し	

国/地域	要旨	根拠資料
韓国	*継承は 15 日前までに監督者へ通報すること	KR/L-9.1 KR/L-9.2 KR/R-6.1 KR/R-6.2
日本	*申請文書等の変更届を提出すること	JP/L-9.4
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

(2) 公認の廃止/休止

i) 公認の廃止

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*監督者への廃止届で廃止申請できる - 廃止は、廃止届の受領日または廃止届の指定日に有効となる *公認認証局は、廃止日から 14 日以内に認証局開示記録およびマレー語および英語の日刊新聞で公示すること *監督者は、引継ぎ先を指定すること	MY/L-11.1 MY/L-11.3 MY/L-12.6
シンガポール	*更新しないことによる廃止 - 公認期限 3 ヶ月前までに監督者に通報するとともに、公認期限 2 ヶ月前までにすべての加入者に通知し、監督者が定める方法に基づき日刊新聞に公示すること *業務の廃止 - 公認期限 3 ヶ月前までに監督者に通報するとともに、公認期限 2 ヶ月前までにすべての加入者に通知し、監督者が定める方法に基づき日刊新聞に公示すること (更新をしない場合と同じ) - 引継ぎを行うことができる - 信用状/銀行保証を引継ぎ費用として使用できる	SG/R-5.3 SG/R-35.4 SG/R-35.1 SG/R-i4.1
韓国	*60 日前までの加入者通知および監督者への廃止届と次の添付資料を提出すること - 引継ぎ契約書等、加入者への通知を検証できる文書、公認証	KR/L-10.2 KR/R-7.1

国/地域	要旨	根拠資料
日本	*指定様式で監督者へ届出ること *業務を廃止する場合、60 日前までに加入者へ通知すること - すべての加入者証明書を失効すること *廃止後の失効情報の確定方策を規則にすること	JP/L-10.1 JP/R-11.1 JP/A-3A01 JP/G-12.2 JP/A-3A02
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

ii) 公認の休止

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	*規定無し	
韓国	*30 日前までの加入者通知および監督者への休止届と次の添付資料を提出すること (休止期間は最長 6 ヶ月) - 引継ぎ契約書等、加入者への通知を検査できる文書	KR/L-10.1 KR/R-7.1
日本	*規定無し	
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.2.4.5 公認の取消/罰則

(1) 検査

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*監督者は、検査権を有する *警察官は、令状による押収または身体検査 (女性を除く)等の捜査権を有する *監督者は、認証局による公認リポジトリに対する信頼を損なう行為に対し、加入者、信頼者およびリポジトリへ通知できる	MY/L-76.1 MY/L-76.3 MY/L-77.1 MY/L-77.2 MY/L-77.4 MY/L-71.2

国/地域	要旨	根拠資料
シンガポール	*監督者は、報告徴収および立入検査を実施する職務権限を有する	SG/R-13.1
韓国	*監督者は、報告徴収および立入検査を実施する職務権限を有する	KR/L-14.1
日本	*監督者は、報告徴収および立入検査を実施する職務権限を有する	JP/L-35.1
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

(2) 取消

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	(a) 取消 *MY/L 等に準拠していない *監督者へ虚偽、誤解を招くまたは不正確な情報を提供した *公認認証局が、虚偽、誤解を招くまたは不正確な情報を宣言した *公共の利益に合致しない *資本要件を満たしていない *清算に至る *役員、取締役、監査役または管理者が有罪判決を受けた *公認資格を喪失した (b) 強制停止 *規定無し	MY/L-9.1.1 MY/L-9.1.2 MY/L-9.1.3 MY/L-9.1.4 MY/L-9.1.5 MY/L-9.1.6 MY/L-9.1.7 MY/L-9.1.8 MY/L-9.1.9
シンガポール	(a) 取消 *監査不合格 *公認認証局の廃止 *強制停止事項 (b) 強制停止 *公認拒否事由(SG/R-11.1) - 職員等および業務に影響を与える情報が未提供 - 解散、清算中、管財人の選任、債務整理中 - トラステットパーソンが詐欺/背任、SG/R 違反で有罪判決を受けた	SG/R-10.6 SG/R-12.1 SG/R-12.2 SG/R-12.2

国/地域	要旨	根拠資料
	<ul style="list-style-type: none"> - トラストパートナーの資格/経験/実績/専門性を監督者が認めない - トラストパートナーの評判/性格/財務状況/信頼性が関係者の利益にそぐわないと監督者が判断した - 公共の利益に合致しない *監督者による命令の不履行 *公認認証局の廃止 *債権者との和解を開始 *公認業務不履行 *業務怠慢 *公認の条件または制限の違反 	
韓国	<p>(a) 取消</p> <ul style="list-style-type: none"> *不正な手段による公認取得 *監督者による業務停止命令への違反 *6ヶ月以上の公認業務の休止 *加入者証明書の効力の消滅 <p>(b) 強制停止</p> <p><u>3ヶ月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> *監督者による CPS 変更命令への違反 (KR/L-6.3) *監督者による是正命令への違反 *電子署名の安全性/信頼性に支障の恐れがある業務の遂行(KR/L-11.1.1) - CPS 未遵守(KR/L-11.1.4) - CPS ガイドライン(KR/CPS)未遵守(KR/L-11.1.5-2) - 承継の未届(KR/L-11.1.6) - 公認業務の廃止/休止の未届(KR/L-11.1.7) - 加入者証明書等の未引継ぎ(KR/L-11.1.8) - 検査要求資料の未提出(KR/L-11.1.9) - 安全対策規則(KR/PR)(KR/L-18-3)未遵守(KR/L-11.1.11-2) <p><u>6ヶ月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> *監督者による是正命令への違反 - 技術能力/財政能力/施設およびシステムその他基準(KR/L-4.3)に対する不適合(KR/L-11.1.2) 	<p>KR/L-12.1.1</p> <p>KR/L-12.1.2</p> <p>KR/L-12.1.3</p> <p>KR/R-9.1</p> <p>KR/L-16.1.2</p> <p>KR/L-12.1.4</p> <p>KR/L-12.1.5</p> <p>KR/R-9.1</p> <p>KR/L-12.1.5</p> <p>KR/R-9.1</p>

国/地域	要旨	根拠資料
	<ul style="list-style-type: none"> - 役員の欠格(KR/L-11.1.3) - 不公平なサービス(KR/L-11.1.5) - 加入者証明書の停止処理の未履行(KR/L-11.1.10) - 加入者証明書の失効処理の未履行(KR/L-11.11) 	
日本	(a) 取消 *欠格(JP/L-5.1.1、JP/L-5.1.3) *公認基準不適合(JP/L-6.1) *公認設備/業務の未公認変更(JP/L-9.1) 帳簿管理不履行(JP/L-11.1) 加入者審査情報の守秘不履行(JP/L-12.1) 指定物 (JP/R-13.1)以外への公認表示または紛らわしい表示(JP/L-13.2) *不正な手段による公認/変更公認の取得(JP/L-4.1、JP/L9.1) (b) 強制停止 *規定無し	JP/L-14.1
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

(3) 罰則

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*10年以下の懲役または/および50万RM(1500万円)以下の過料 <ul style="list-style-type: none"> - 審査請求中の加入者証明書の発行 - 取消、廃止または無更新後の運営継続 - 取消、廃止または無更新後14日以内の公認証の未返却 - 虚偽、不正確または誤解を招く情報の提供 *2年以下の懲役または/および10万RM(300万円)以下の過料 <ul style="list-style-type: none"> - 財務諸表、監査済み貸借対照表、損益計算書等の監督者への未提出 - 秘密の開示 	MY/L-9.6 MY/L-12.4 MY/L-14.2 MY/L-73.1 MY/L-24.2 MY/L-72.2

国/地域	要旨	根拠資料
	<ul style="list-style-type: none"> *その他 - MY/L で規定されていないものは、有罪判決に基づき 4 年以下の懲役または/および 20 万 RM(600 万円)以下の過料に処する - 公認クラスに違反した電子証明書の発行 - 法人が罪を犯した場合、役員等に連帯責任を問う (両罰) %例外：役員等の想定外で同意または黙認無しに犯罪が行われた場合および合理的な予防策を講じていた場合 - 捜査の妨害 	<ul style="list-style-type: none"> MY/L-83.1 MY/L-15.3 MY/L-74.1 MY/L-81.1
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> *両罰 - 法人による違反 *12 ヶ月以下の懲役または 5 万 S \$ (325 万円) 以下の罰金 - SG/R 違反(SG/L-42.1、SG/L-42.2) - 監督者による命令の不履行 *12 ヶ月以下の懲役または 2 万 S \$ (130 万円) 以下の罰金 - 職員等による不正行為 *12 ヶ月以下の懲役または 1 万 S \$ (65 万円) 以下の罰金 - 機密の守秘不履行 *6 ヶ月以下の懲役または 2 万 S \$ (130 万円) 以下の罰金 - SG/R の刑罰に未規定である事項への違反 *5,000S \$ (32 万 5 千円)以下の過料(2 回目以降は 1 万 S \$ 以下) - 記録、仕様または機密の管理の不履行 *その他 - 監督者に対する妨害 	<ul style="list-style-type: none"> SG/L-49.1 SG/L-42.3 SG/L-51.2 SG/L-53.3 SG/L-48.2 SG/L-56.1 SG/R-36.1 SG/L-54.1
韓国	<ul style="list-style-type: none"> *3 年以下の懲役または 3000 万 W(300 万円)以下の罰金(両罰) - 加入者秘密鍵の無断の保管、利用または流出(公認認証局) 	<ul style="list-style-type: none"> KR/L-31.1

国/地域	要旨	根拠資料
	<ul style="list-style-type: none"> *1年以下の懲役または1000万W(100万円)以下の罰金(両罰) - 記録の保管義務違反者(公認認証局) - KISA から LCA に発行される認証局証明書のみ の要求 *2000万W(200万円)以下の過料 - KR/L-6.3による監督者による業務変更命令違反は1000万W(100万円)(KR/L-12.1.4が根拠)の50%~150% - KR/L-11による監督者による是正命令の未履行(KR/L-12.1.5が根拠) <ul style="list-style-type: none"> i) 業務停止3ヶ月は1000万W(100万円)の50%~150% ii) 業務停止6ヶ月は2000万W(200万円)の50%~100% 	<ul style="list-style-type: none"> KR/L-32.1 KR/L-13.1 KR/R-11.1
	<ul style="list-style-type: none"> *500万W(50万円)以下の過料 - CPS未届、変更未届、監督者による変更命令未履行(KR/L-6) - 不公平なサービスを行った場合(KR/L-7) - 継承の未届(KR/L-9.1) - 廃止/休止の未届および加入者への未通知(KR/L-10.1、KR/L-10.2) - 引継ぎの未届および不履行(KR/L-10.3、KR/L-12.2) - 検査/評価の拒否、妨害または忌避(KR/L-14.1) - 公認認証局秘密鍵の危殆化の未通報(KR/L-21.4) - 誤解を招く公認表示(KR/L-23.3) 	<ul style="list-style-type: none"> KR/L-34.1
日本	<ul style="list-style-type: none"> *1年以下の懲役または100万円以下の罰金 - 指定物 (JP/R-13.1)以外への公認表示または紛らわしい表示(JP/L-13.2)(両罰) *30万円以下の罰金および取消(両罰) - 公認設備/業務の未公認変更(JP/L-9.1) - 帳簿管理不履行(JP/L-11.1) - 報告徴収および立入検査妨害(JP/L-35.1) *10万円以下の過料 - 届出不履行または虚偽の届出 <ul style="list-style-type: none"> i) 代表者/役員/住所等の変更(JP/L-9.4) ii) 廃止(JP/L-10.1) 	<ul style="list-style-type: none"> JP/L-42.1.1 JP/L-44.1 JP/L-47.1

国/地域	要旨	根拠資料
フィリピン	*規定無し	
タイ	<u>免許</u> *200万 BAHT (540万円)以下の過料 - 規則および委員会通告違反 %繰り返す場合、公認取消 <u>届出または登録</u> *100万 BAHT (270万円)以下の過料 - 不正確な申請の未是正 (TL/L-33.2) - 委員会命令の未履行 (TL/L-33.3) %過料未払いの場合、財産の押収を行う %繰り返す場合、事業運営の禁止	TL/L-34.4 TL/L-34.5 TL/33.4 TL/L-33.5 TL/L-33.6

(4) 審査請求

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*公認の拒否または取消を受けた認証局は、14日以内に文書で主管者に審査請求することができる - 監督者は、取消を課する前に期間を定め反証の機会を与えること *認証局は、信頼を損なう行為に関する監督者の通知に対し異議申立できる - 異議申立を受けた監督者は、抗弁書を公示するとともに認証局に聴聞の機会を与えること	MY/L-10.1 MY/L-9.2 MY/L-71.3 MY/L-71.4
シンガポール	*公認の拒否/取消、懲戒または契約履行保証/銀行保証の支払措置を受けた認証局は14日以内に文書で主管者に審査請求することができる - 取消/休止/懲戒を課する前に釈明の機会を与えること	SG/R-15.1 SG/R-13.3
韓国	*過料を課する前に10日以上期間を定め口述/意見陳情の機会を与えること *過料処分を課した後30日以内の審査請求は可能	KR/L-29.1 KR/E-6.2 KR/L-34.3
日本	*国内評価者の処分または不作為に対する審査請求は可能(行政不服審査法)	JP/L-38.1
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.2.4.6 リポジトリの引継ぎ

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*監督者が指定するリポジトリへ引継ぐこと (MY/L-12.6)	
シンガポール	*監督者は、リポジトリを保守すること	SG/L-41.4
韓国	*加入者証明書および CRL の引継ぎ先の確保 (無い場合、監督者経由 KISA)	KR/L-10.3 KR/L-10.4 KR/L-12.2 KR/L-12.3 KR/R-8.1
日本	*規定無し - すべての加入者証明書が失効されている (JP/G-12.2) - 公認認証局の規則に基づく廃止後の失効情報の確定方法による (JP/A-3A03)	
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.2.4.7 公認の確定方法

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	(a) 公認に関する公示 *認証局開示記録およびマレー語および英語の 日刊新聞 (連続 3 日以上) - 取消 (監督者による公示) - 廃止 (公認認証局による公示) (MY/L-11.3) - 無更新 (更新期限から 30 日前まで) (公認認証局による公示) (b) その他 *公認証は、事業所の目立つ場所で常時掲示すること	MY/L-9.7 MY/L-17.3 MY/L-23.1
シンガポール	(a) 公認に関する公示 *日刊新聞 (公認認証局による公示) - 公認の未更新 (SG/R-5.3) - 業務の廃止 (SG/R-35.4) (b) その他 *規定無し	

国/地域	要旨	根拠資料
韓国	(a) 公認に関する公示 *官報 (監督者による公示) - 取得、更新、停止または取消 (b) その他 *規定無し	KR/R-4-2
日本	(a) 公認に関する公示 *官報 (監督者による公示) - 取得(JP/L-4.3)、廃止(JP/L-10.2)または取消 (JP/L-14.2) (b) その他 *規定無し	JP/R-15.1
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.2.5 国内リポジトリの公認

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*監督者は、MY/R に基づきリポジトリを公認できる	MY/L-68.1 MY/L-68.2
シンガポール	*規定無し	
韓国	*規定無し	
日本	*規定無し	
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.2.6 国内タイムスタンプサービスの公認

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*監督者は、MY/R に基づきタイムスタンプサービスを公認できる	MY/L-70.1
	- 用途 %法の要求または特定時刻が重要な署名	MY/R-58.1
	- 効果 %別段の定めが無い限り、署名した日時とみなす	MY/R-59.1

国/地域	要旨	根拠資料
	- 公認クラス %2 クラス(設立および運営)	MY/R-60.1
	%運営クラス未取得者が事業を行った場合、2年以下の懲役または10万RM(300万円)以下の罰金	MY/R-60.2 MY/R-60.3
	%有効期間 設立クラスは1年以下	MY/R-60.4
	- 資格	MY/R-61.1
	%マレーシアで設立された法人またはパートナーシップ法(1961年)のパートナー	
	%事務所がマレーシアに登録されている	
	%監督者が指定する資本要件を満たしている	
	%過去15年間に有罪判決を受けていないおよびMY/Rの要求に沿う専門性を有している	
	%耐タンパー性を有する安全なシステムを使用する	
	%過去10年間のタイムスタンプ付き文書を保管している	
	- サービス	
	%ドキュメント受領した場合、すみやかにタイムスタンプ(受領日時)し署名する	MY/R-62.1 MY/R-62.3
	%当該文書のハッシュ値を公認リポジトリに登録	MY/R-62.2
	%サービス遅滞に関する要求者への通知を怠った場合、6ヶ月以下の懲役または2万RM(60万円)以下の罰金	MY/R-62.4 MY/R-62.5
	- 申請情報	
	%設立クラス 申請者、運営予算、要員数と資格、運営手順、手数料	MY/R-65.1
	%運営クラス 設立クラスで申請した情報の更新、監査報告書	MY/R-66.1
	- 公認取消 %MY/R-61 不適合 %有効期間満了	

国/地域	要旨	根拠資料
	- 公認の廃止 %廃止届および公認証の返却 %90 日前までのユーザへの通知を怠った場合、3 ヶ月以下の懲役または 1 万 RM(30 万円)以下の罰金	MY/R-69.1 MY/R-69.4 MY/R-69.5
シンガポール	*規定無し	
韓国	*規定無し	
日本	*規定無し	
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.2.7 在外認証局の公認

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	(a) 公認対象 *官報に公示した命令を満足する在外公認認証局 (b) 法的地位および法的効力 *次は国内における公認と同一の法的地位/法的効力を有する - 加入者証明書で定めた信頼制限(ある場合) - 電子署名としての効果 (MY/L-62 から MY/L-67) (c) その他 *規定無し	MY/L-19.1 MY/L-19.2
シンガポール	(a) 公認対象 *SG/R に基づき次の要件を満たした在外認証局 - 信頼制限がある場合の電子証明書への明記 - 推定項が働いている (b) 法的地位および法的効力 *規定無し (c) その他 *規定無し	SG/L-43.1
韓国	(a) 公認対象 *協定締結国の在外認証局またはその加入者証明書	KR/L-27-2

国/地域	要旨	根拠資料
	(b) 法的地位および法的効力 *国内における公認と同一の法的地位/法的効力	KR/L-27-2
	(c) その他 *規定無し	
日本	(a) 公認対象 *外国にある事務所により特定認証業務を行おうとする者	JP/L-15.1
	(b) 法的地位および法的効力 <u>準用規定</u> *有効期間(JP/L-7.1) *公認申請と審査(JP/L-4.2、JP/L-6.2) *公認対象者の欠格条件(JP/L-5.1) *公認基準(JP/L-6.1) *公認事項の更新(JP/L-7.2) *公認の継承/廃止(JP/L-8.1、P/L-10.1) *公認事項の変更(JP/L-9.1、JP/L-9.4) *官報への公示(公認 JP/L-4.3、廃止 JP/L-10.2) *記録(帳簿管理 JP/L-11.1) *個人情報保護(JP/L-12.1)	JP/L-15.2
	*取消	JP-L-16.1
	(c) その他 <u>在外認証局に追加された取消規定</u> *代表者、役員または住所等の変更届不履行(JP/L-9.4)	JP/L-16.1.3
	*報告徴収および立入検査妨害(JP/L-35.1)	JP/L-16.1.5 JP/L-16.1.6
	<u>特例</u> *外国法制度による公認認証局は、条約に基づき、公認に関する実地審査が免除され、書類審査のみとする	JP/L-15.3
	<u>在外認証局の罰則</u> *規定無し	
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.2.8 国内評価者の公認

(1) 国内評価者の職掌

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	*SG/CA、資格認定条件、公認 CPS、SG/L および SG/R に対する準拠性監査 - 公認会計士 1 名、公認情報システム監査人 1 名を含む監督者公認の独立監査チーム	SG/R-10.1 SG/R-10.2 SG/R-10.3
韓国	KISA *公認審査支援(KR/L-4) *検査支援(KR/L-14.1) *KR/PR 審査支援(KR/L-18-3) *KR/ F 審査支援(KR/L-19.2)	KR/L-25.1 KR/L-25.1.1 KR/L-25.1.2 KR/L-25.1.3 KR/L-25.1.4
日本	*国内認証局および在外認証局の公認の登録、公認事項の更新および変更(JP/L-4.1、JP/L-9.1)に関する審査	JP/L-17.3
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

(2) 国内評価者の有効期間

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	*規定無し	
韓国	*規定無し	
日本	*5 年	JP/L-22.1 JP/E-2.1
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

(3) 国内評価者の公認申請および公認事項の更新申請手続

i) 国内評価者の公認申請

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	*規定無し	
韓国	*規定無し	

国/地域	要旨	根拠資料
	*禁固以上の刑およびその失効後 2 年を経過しない者(法人の場合、役員を含む)の存在	JP/L-19.1.1
	*JP/L-29.1 により公認を取消され、その取消の日から 2 年を経過しない者(法人の場合、役員を含む)の存在	JP/L-19.1.2
	<u>公認基準</u> *技能の保有 *公正性	JP/L-20.1
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

(4) 国内評価者の公認の取消/罰則

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	*規定無し	
韓国	*規定無し	
日本	<u>取消または強制停止</u> *審査報告の不履行(JP/L-17.4) - 公認事項の変更届不履行(JP/L-21.2) - 審査情報の守秘不履行(JP/L-23.1) - 審査義務の不履行(JP/L-24.1) - 審査業務規定の未公認(JP/L-25.1) - 帳簿管理の未履行(JP/L-26.1) - 休廃止届の不履行(JP/L-28.1) *欠格(JP/L-19.1.1、JP/L-19.1.3) *公認審査業務の不履行(JP/L-25.1) *監督者による公認基準への適合命令不履行(JP/25.3、JP/L-27.1) *不正な手段による公認取得	JP/L-29.1
	<u>罰則</u> *1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金 - 審査情報の漏洩(JP/L-23.1) - 監督者による業務停止命令への違反(JP/L-29.1)	JP/L-42.1.2 JP/L-43.1

国/地域	要旨	根拠資料
	*30万円以下の罰金 - 帳簿管理不履行(JP/L-26.1) - 廃止届不履行(JP/L-28.1) - 報告徴収および立入検査妨害(JP/L-35.2)	JP/L-45.1
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.2.9 在外評価者の公認

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	*規定無し	
韓国	*規定無し	
日本	<u>在外評価者の職掌</u> *在外認証局の公認、公認事項の更新および変更 (JP/L-15.1、JP/L-9.1)の審査 <u>在外評価者に準用される手続等</u> *有効期間(JP/L-22.1) *評価者の欠格条件(JP/L-19) *公認基準(JP/L-20.1) *審査業務規程の公認取得(JP/L-25.1) *帳簿管理(JP/L-26.1) *公認基準への適合命令(JP/L-27.1) *報告徴収および立入検査が可能	JP/L-31.2 JP/L-31.6 JP/L-35.3
	<u>在外評価者の公認の取消</u> *審査報告の不履行(JP/L-31.3) - 休廃止の届不履行(JP/L-31.4) - 公認事項の変更届不履行(JP/L-21.2) - 審査義務の不履行(JP/L-24.1) - 審査業務規程の未公認(JP/L-25.1) - 帳簿管理の不履行(JP/L-26.1)	JP/L-32.1

国/地域	要旨	根拠資料
	*欠格(JP/L-19.1.1、JP/L-19.1.3) *公認審査業務の不履行(JP/L-25.1) *公認基準への適合請求不履行(JP/25.3、JP/L-27.1) *不正な手段による公認取得 *公認停止請求不履行(上記5つの*) *報告徴収不履行(JP/L-35.3) *立入検査妨害(JP/L-35.3) <u>在外評価者の罰則</u> *規定無し	
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.2.10 加入者の不正行為および第三者の不正行為

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*10年以下の懲役または/および50万RM(1500万円)以下の過料 - 無公認の認証局事業 %例外：申請を行った組織内認証局 *その他 - 公認されていない者は「認証局」または「公認認証局」の表現を用いないこと	MY/L-4.2 MY/L-4.3 MY/L-16.1
シンガポール	*2年以下の懲役または2万S\$(130万円)以下の罰金 - 不正/不法目的の電子証明書を発行させた者 *6ヶ月以下の懲役または1万S\$(65万円)以下の罰金 - 無権限者による(停止/失効)申請	SG/L-25.1 SG/L-26.1
韓国	*3年以下の懲役または3000万W(300万円)以下の罰金(両罰) - 他人の加入者秘密鍵の盗用または漏洩 - 他人名義の加入者証明書を発行させた申請者	KR/L-31.1
日本	*3年以下の懲役または200万円以下の罰金 - 公認認証局へ虚偽または不実の申請(未遂を含む)を行った者	JP/L-41

国/地域	要旨	根拠資料
	*1年以下の懲役または100万円以下の罰金 - 指定物 (JP/R-13.1)以外への公認表示または紛らわしい表示(JP/L-13.2)を行った者 (両罰)	JP/L-42.1.1
フィリピン	*6ヶ月から3年以下の懲役または10万PHP (20万円)以上損害額までの罰金 - ハッキング等による電子文書等の漏洩、破壊、改ざん、盗用 - 知的財産権の侵害 *6年の懲役または100万PHP (200万円)の罰金 - その他 PH/L 違反	PH/L-33.1
タイ	*2年以下の懲役または20万BAHT (54万円)以下の罰金(両罰) - 無免許の運営 *1年以下の懲役または10万BAHT (27万円)以下の罰金(両罰) - 未届出または未登録の運営 - 委員会命令の違反	TL/L-45.1 TL/L-44.1

5.3 認証サービス

5.3.1 加入者の登録

(1) 実在性確認

i) 個人の場合

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	(a) 申請書 および (b) 添付文書 *加入予定者が申請書に署名していることを検証すること (MY/L-29.1) *加入予定者が加入者証明書の加入者であることを検証すること(MY/L-29.1)	
シンガポール	*加入予定者の申請を受領すること	SG/L-29.1
韓国	(a) 申請書 *規定無し	

国/地域	要旨	根拠資料
	<p>(b) 添付文書</p> <p><u>居住国民</u></p> <p>i) 住民登録対象者の場合</p> <p>*住民票</p> <ul style="list-style-type: none"> - 住民票の氏名および住民番号を検証すること <p>*住民票の添付が困難な場合、国家機関、地方公共団体または学校長が発行した名義が確認できる証明書</p> <p>ii) 住民登録非対象者の場合</p> <p>*次のいずれか1つの文書で確認すること</p> <ul style="list-style-type: none"> - 国家機関、地方公共団体または学校長が発行した名義が確認できる証明書 - 加入予定者の住民登録の謄本と法定代理人の住民票 <p><u>居住外国人</u></p> <p>*外国人登録証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> - 外国人登録証明書の氏名および登録番号を検証すること <p>*外国人登録証明書が未発行の場合、パスポートまたは身分証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> - パスポートまたは身分証明書の氏名および番号を検証すること <p><u>在外国国民</u></p> <p>*次のいずれか1つの文書で確認すること</p> <ul style="list-style-type: none"> - パスポート <ul style="list-style-type: none"> %パスポートの氏名およびパスポート番号を検証すること - 在外国国民登録法の証明書 <ul style="list-style-type: none"> %在外国国民登録証明書の氏名および登録番号を検証すること 	<p>KR/L-15.1</p> <p>KR/R-13-2.1</p> <p>KR/R-13-3.1.1</p>
日本	<p>(a) 申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> *加入予定者の氏名、住所および生年月日 *用途 *加入予定者氏名のローマ字表記 *サインまたは印鑑登録証明書の印鑑の押印、当該公認認証局が発行した発行から5年未満の有効な電子署名または公的個人電子証明書に対応する電子署名 	<p>JP/R-6.1.2</p> <p>JP/G-9.1</p> <p>JP/A-321x</p>

国/地域	要旨	根拠資料
	(b) 添付文書 <u>居住国民</u> *次のいずれか1つまたは準ずる文書で確認すること - 住民票の写し - 戸籍の謄本か抄本 <u>居住外国人</u> *次または準ずる文書で確認すること - 外国人登録法の登録原票記載事項証明書 <u>代理人申請の場合</u> *加入予定者の署名または押印がある委任状 - 押印の場合、加入予定者の印鑑登録証明書の印影と一致していることを検証すること	JP/R-5.2 JP/R-5.1a JP/A-2104
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

ii) 団体の場合

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	(個人の場合と同じ)	
韓国	(a) 法人 *次のいずれか1つの文書で商号および事業者登録番号(法人登記証明書を受けていない場合、納税番号)を検証すること - 非訟事件手続法の登記または商業登記の写し - 法人税法の法人登録証明書 - 所得税法による納税番号が付与された文書または写し - 付加価値税法による法人登録証明書および固有番号が付与された文書または写し (b) 法人以外の団体 *代表者の個人の実在性確認(KR/R-13-3.1.1)を行うこと - <u>例外</u> : 付加価値税法により固有番号が付与されているまたは所得税法により納税番号が付与されている(KR/R13-2.1.3)団体の場合、納税番号または固有番号が付与された文書または写しを検証すること	KR/R-13-2.1.2 KR/R-13-3.1.2 KR/R13-2.1.3 KR/R-13-3.1.3

国/地域	要旨	根拠資料
日本	*規定無し	
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

(2) 本人確認手順

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> *加入予定者が加入者証明書に対応する加入者秘密鍵を所有し、電子署名を作成でき有効性検証できることを検証すること *代理人申請の場合、代理人が加入予定者の加入者秘密鍵を保管し、または加入予定者からの委任を得ていることを検証すること 	MY/L-29.1
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> *CPS が有る場合、それに従うこと - CPS は SG/L-29.2 より高い基準であること *CPS が無い場合、次を確定すること - 加入予定者が加入者証明書の加入者である - 加入予定者が加入者証明書に対応する加入者秘密鍵を所有し、加入者証明書で有効性検証できる - 代理人申請の場合、代理人が加入予定者の加入者秘密鍵を保管し、または加入予定者からの委任を得ている *本人確認手順は、証明書の保証クラスに見合うこと - 可能なら本人確認は対面で行うこと - 既に在る信頼関係を用いることもできる *属性情報は、公式文書で確認すること *証明書、パスワード、秘密鍵の発行は安全な通信経路を用いること - 受領確定を行うこと 	SG/L-29.1 SG/R-19.3 SG/L-29.2 SG/CA-3.2.1 SG/CA-3.2.2 SG/CA-3.4.1 SG/CA-3.4.2
韓国	<p><u>オフライン</u></p> <p>*規定無し</p>	KR/L-15.6 KR/CPS-5.1

国/地域	要旨	根拠資料
	<p><u>オンライン (電子金融取引の場合)</u> *次のいずれか1つの方法で確認すること</p> <ul style="list-style-type: none"> - 電子署名 - 勘定、勘定番号、口座番号、住民登録番号、ワンタイムパスワードまたは本人しか知り得ぬ前述以外の2つ以上の情報 	<p>KR/CP-6.3 KR/CP-6.2</p>
日本	<p><u>対面</u> *次のいずれか1つ以上の証明書等の提示を求め、記載内容の真偽、形式の真偽、有効期限の真偽および写真と提示者との一致を検証すること</p> <ul style="list-style-type: none"> - パスポート - JP/R-Appendix に掲げた官公庁が発行した免許証、許可証または資格証明書 (運転免許証、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃または空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、または検定合格証) - 外国人登録証明書 - 住民基本台帳カード - 官公庁、独立行政法人または特殊法人の写真付き職員証明書 <p><u>電子署名</u> *電子署名と当該公認認証局が発行した発行から5年未満の有効な電子証明書または公的個人電子証明書を検証すること</p> <p><u>印鑑登録証明書</u> *申請書に押印した印鑑の印鑑登録証明書の提出を求め、記載内容の真偽、形式の真偽、有効期限の真偽および申請書の印影と加入予定者または代理人の印鑑登録証明書の印影と一致していることを検証すること</p>	<p>JP/L-6.1.2 JP/R-5.1.1.1 JP/A-2202</p> <p>JP/R-Appendix</p> <p>JP/L-6.1.2 JP/R-5.1.2 JP/A-2208 JP/R-5.2 JP/A-2209</p> <p>JP/L-6.1.2 JP/R-5.1.1.2 JP/A-2203</p>

国/地域	要旨	根拠資料
	<p>名あて人認証を伴う郵送サービス</p> <p>*加入者本人または代理人本人が受領したことを確定できる書類があること</p> <p>*代理人受領の場合、委任状にその旨明記されていることと委任状の印影と加入予定者の印鑑登録証明書の印影が一致することを検証すること</p> <p>*次のいずれか1つ以上の証明書等の提示を求め、記載内容の真偽、形式の真偽、有効期限の真偽および写真と提示者との一致を検証すること</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「対面」と同等な方法 - 健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険または船員保険に関する年金証書または共済年金、恩給等の証書のいずれか2つ以上 - 前記のいずれか1つ以上と学生証、会社の身分証明書または「対面」および「印鑑登録証明書」で示された証明書以外の公の機関が発行した資格証明書であって、写真を貼り付けた物のいずれか1つ以上 <p>*公認認証局が加入者秘密鍵を生成した場合、加入者本人または代理人本人が受領したことを確定できる書類を入手すること</p> <p>その他</p> <p>*「名あて人認証を伴う郵送サービス」と同等な方法で監督者が認めた手順</p>	<p>JP/L-6.1.2</p> <p>JP/R-5.1.1.3</p> <p>JP/A-2204</p> <p>JP/A-2005</p> <p>JP/A-2006</p> <p>JP/R-5.1.1.3</p> <p>JP/L-6.1.3</p> <p>JP/R-6.1.3</p> <p>JP/A-3305</p> <p>JP/R-5.1.1.4</p>
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.3.2 加入者証明書の有効期間

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*3年未満	ML/L-59.2
シンガポール	*規定無し	
韓国	*規定無し	

国/地域	要旨	根拠資料
日本	*5年未満	JP/L-6.1.3 JP/R-6.1.4 JP/A-3402
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.3.3 加入者証明書の更新および変更

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	*登録と同じ手順を適用すること - 本人確認手順はCPSによる - 有効期限について事前に通知すること - 申請は安全な通信経路を用いること	SG/R-20.1 SG/R-20.2 SG/CA-3.6.1 SG/CA-3.6.2
韓国	*登録と同じ手順を適用すること - 加入者自身の申請の場合、申請発行済み加入者証明書を利用した方法で確認できる	KR/CPS-5.1 KR/CPS-5.2
日本	*規定無し	
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.3.4 加入者証明書の失効および停止

(1) 申請に基づく失効および停止

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*加入者または加入者秘密鍵の危殆化を知った代理人、業務関係者、従業員または家族から申請された場合、加入者証明書を48時間の範囲で停止できる - 申請者の実在性確認を行うこと *加入者から申請された場合、加入者証明書を失効できる - 加入者または代理人の実在性確認を申請受領後1営業日以内に行い失効処理すること	MY/L-46.1 MY/L-46.2 MY/L-53.1 MY/L-53.2

国/地域	要旨	根拠資料
	<ul style="list-style-type: none"> *次の場合、停止を解除すること - 加入者から申請された場合 <ul style="list-style-type: none"> %申請者の実在性確認を行うこと - 公認認証局が、加入者の許可が無い停止申請であったと確認した場合 	MY/L-49.1
	<ul style="list-style-type: none"> *実在性確認に際し、いかなる者も虚偽の情報を提供してはならない 	MY/L-51.1
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> *停止申請権限者 <ul style="list-style-type: none"> - 加入者 - 法定代理人 (加入者が未成年者の場合における両親など) - 加入者の委任状を持つ代理人 (入院など加入者に何らかの事故があった場合) *失効申請権限者 <ul style="list-style-type: none"> - CPS に基づく本人確認を行うこと <ul style="list-style-type: none"> %加入者 %代理人 %死亡診断書の提出者 %契約解除または解散に関する根拠の提出者 	SG/L-31.1
	<ul style="list-style-type: none"> *申請はいつでも受領できること 	SG/L-32.1 SG/R-22.1
	<ul style="list-style-type: none"> *申請は安全な通信経路を用いること 	SG/R-21.11 SG/R-22.3 SG/CA-3.7.2 SG/CA-3.8.3
韓国	<ul style="list-style-type: none"> *公認認証局は、加入者またはその代理人から申請があった場合、すみやかに加入者証明書を停止または停止解除する措置を行うこと <ul style="list-style-type: none"> - 停止解除は、停止から6ヶ月以内とすること *公認認証局は、加入者またはその代理人から申請があった場合、すみやかに加入者証明書の失効処理をすること *公認認証局は、停止、停止解除および失効の申請に関する実在性確認を行う場合、登録と同じ方法で確認すること <ul style="list-style-type: none"> - 停止および失効の場合、申請発行済み加入者証明書を利用した方法で確認できる 	KR/L-17.1 KR/L-17.2 KR/L-18.1.1 KR/L-18.2 KR/CPS-7.1
日本	<ul style="list-style-type: none"> *公認認証局は、加入者またはその代理人から申請があった場合、すみやかにCRLをリポジットに登録すること 	JP/R-6.10 JP/A-3804
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> *規定無し 	

国/地域	要旨	根拠資料
タイ	*規定無し	

(2) 公認認証局による強制失効および強制停止

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	<p>*次の場合、強制失効すること</p> <ul style="list-style-type: none"> - 例外：不法な強制失効に対する加入者の損害賠償を制限してはならない - 加入者証明書を発行後、登録審査(MY/L-29.1)または加入者の受領確定(MY/L-30.2)において誤りに気付いた場合 - %例外：この強制失効に対し公認認証局が調査する必要があると判断した場合、加入者証明書を 48 時間の範囲で強制停止できる - 加入者の死亡証明書謄本を受領した場合または公認認証局が加入者の死亡をその他の証拠により確定した場合 - 加入者の解散に関する文書を受領した場合または公認認証局が加入者の解散をその他の証拠により確認した場合 - 加入者証明書が信頼できないまたは信頼できなくなった場合 	<p>MY/L-55.2</p> <p>MY/L-32.1</p> <p>MY/L-32.2</p> <p>MY/L-54.1</p> <p>MY/L-55.1</p>
シンガポール	<p>*加入者証明書の信頼性を欠く事由を認めた場合、当該証明書を強制停止できる</p> <ul style="list-style-type: none"> - 加入者秘密鍵の危殆化 <p>*次の場合、強制失効すること</p> <ul style="list-style-type: none"> - 加入者証明書に事実と異なる記録がある - 不満足な発行 - 公認認証局秘密鍵またはシステムの危殆化 - 加入者の死亡 - 契約解除または解散 	<p>SG/R-21.4</p> <p>SG/CA-3.7.1</p> <p>SG/L-33.1</p>
韓国	<p>*次の事実を認めた場合、すみやかに加入者証明書の強制失効の処理をすること (KR/L-18.2)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 加入者が不正な方法で加入者証明書を発行させた事実 - 加入者の死亡、失踪宣告または解散の事実 - 加入者秘密鍵の紛失、毀損、盗難または流出の事実 	<p>KR/L-18.1.2</p> <p>KR/L-18.1.3</p> <p>KR/L-18.1.4</p>

国/地域	要旨	根拠資料
	- 停止から 6 ヶ月を超えた事実	KP/CPS-7.3
日本	*加入者証明書に事実と異なる記録を認めた場合、すみやかに強制執行すること *認証局秘密鍵が危殆化した場合、すべての加入者証明書を強制失効すること (JP/A-3C62)	JP/R-6.10
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

(3) 監督者等による強制失効および強制停止

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	<u>監督者の命令に基づく公認認証局による強制失効または強制停止</u> *監督者は、加入者証明書に関する登録審査 (MY/L-29.1) または加入者の受領確定 (MY/L-30.2) の不適合に気づき、信頼者に対し重大なリスクを招くと判断した場合、公認認証局に対し加入者証明書の強制失効または強制停止を命令できる	MY/L-33.1
	*監督者は、強制失効または強制停止を行う前に、公認認証局および加入者に聴聞の機会を与えること - <u>例外</u> ：監督者は、先の公認認証局に対する加入者証明書の強制失効または強制停止に関する命令 (MY/L-33.1) の聴聞中にすみやかな救済が必要と判断する場合、加入者証明書を 48 時間の範囲で強制停止できる	MY/L-33.2
	<u>監督者または裁判所による強制停止</u> *監督者または裁判所は、取引に使われる加入者証明書であって、加入者、代理人、業務関係者、従業員または家族によって公認認証局が利用できない旨の表明がある場合、加入者証明書を 48 時間の範囲で強制停止できる	MY/L-47.1
	- 監督者または裁判所は、加入者証明書の停止を申請した者に証拠の提出を求めることまたは申請を断ることができる	MY/L-47.2
	- 監督者または法の執行機関は、監督者または裁判所による強制停止を調査できる	MY/L-47.3

国/地域	要旨	根拠資料
シンガポール	*規定無し	
韓国	<u>監督者による強制停止</u> *監督者は、公認認証局が廃止または休止した場合(KR/L-10)、加入者証明書を強制停止できる	KR/L-16.2
日本	*規定無し	
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.3.5 公認認証局の義務

5.3.5.1 事業

(1) 開示

i) 業務情報

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	<u>手段の指定は無いが開示する物</u> *MY/L に基づく照会に対する事実資料 (CPS、認証局証明書または加入者証明書の信頼性、および運営能力) - 公認認証局は、認証局証明書を発行する場合、1959年公証人法に基づき公証人により証明されること *タイムスタンプされた文書のハッシュ値 (MY/R-62.2)	MY/L-28.1 MY/L-6.3
シンガポール	<u>手段の指定は無いが開示する物</u> *会社名および登録番号、X.500名、インターネットアドレス、ホットライン電話番号、認証局証明書 (またはフィンガープリント)、リポジトリの場所 *認証局証明書、CPS、CRL、事実資料 (認証局証明書または加入者証明書の信頼性、および運営能力) *通報事項の変更および CPS を継続的に開示すること <u>ホームページ</u> *CPS (SG/R-34.4)	SG/CA-3.5.2 SG/L-28.1 SG/R-34.3 SG/R-34.4

国/地域	要旨	根拠資料
韓国	<p><u>手段の指定は無いが開示する物</u></p> <ul style="list-style-type: none"> *公認認証局であることを確認できる情報 (名称等) *発行時、加入者が加入者秘密鍵を所有していた事実 *発行前、加入者秘密鍵が有効であった事実 *加入者証明書の有効性/信頼性に影響を与えるすべての情報 <ul style="list-style-type: none"> - 公認の登録、休止、廃止または取消 *実在性確認方法 *加入者秘密鍵、加入者証明書の使用目的および限度額の検証方策 *公認認証局の責任の範囲と程度 *加入者および信頼者の損害に対する賠償責任 *加入者証明書の有効性/信頼性に影響を与えるすべての情報 <ul style="list-style-type: none"> - 公認の登録、休止、廃止または取消 	<p>KR/L-22-2.2.1 KR/L-22-2.2.2 KR/L-22-2.2.3</p> <p>KR/CPS-30.2</p> <p>KR/CPS-30.2.5. 3</p> <p>KR/L-22-2.3.1 KR/L-22-2.3.2 KR/L-22-2.3.3 KR/L-26.1</p> <p>KR/CPS-30.2</p>
日本	<p><u>手段の指定は無いが開示する物</u></p> <ul style="list-style-type: none"> *CPS <ul style="list-style-type: none"> - 連絡先 - 加入者証明書の利用目的、使用範囲および制限 - 保証および責任の範囲 - 申請と審査の方法 - 失効申請方法 - 失効情報の検証方法 - セキュリティおよび個人情報の取扱 - 料金 - 帳簿の管理 - 廃止手続 - 紛争解決手続 - CPS の改訂手続 *認証局証明書およびフィンガープリント 	<p>JP/L-6.1.3 JP/R-6.1.13 JP/R-6.1.14 JP/G-12.1 JP/A-390 x JP/A-3B01 JP/A-3B02</p> <p>JP/L-6.1.3 JP/R-6.1.7 JP/G-10.1 JP/A-3513</p>
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

ii) リポジトリ

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	<p>*加入者証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> - 受領確定した加入者証明書を公認リポジトリに登録すること <li style="padding-left: 20px;">%関係者に対し、加入者証明書を開示することでそれを発行したことを証明する <ul style="list-style-type: none"> i) 加入者が受領しない場合、登録してはならない ii) 既に登録してしまった場合、開示を取消すこと <p>*CRL</p> <ul style="list-style-type: none"> - 停止、強制停止、失効または強制失効後すみやかに加入者証明書に定めるリポジトリにCRLの登録を通知すること <li style="padding-left: 20px;">%複数のリポジトリが指定されている場合、すべてに登録を通知すること <li style="padding-left: 20px;">%リポジトリが存在しない、通知を拒否したまたは公認されていない場合、公認リポジトリに登録を通知すること <li style="padding-left: 20px;">%強制停止の場合、監督者が通知すること <ul style="list-style-type: none"> i) 申請者がリポジトリ登録の手数料を前払いすること 	<p>MY/L-30.1</p> <p>MY/L-37.1</p> <p>MY/L-30.2</p> <p>MY/L-48.1</p> <p>MY/L-56.1</p> <p>MY/L-48.2</p> <p>MY/L-56.2</p> <p>MY/L-48.3</p> <p>MY/L-56.3</p> <p>MY/L-48.4</p>
シンガポール	<p>*加入者証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> - 加入者の開示同意を得ていること <p>*CRL</p> <ul style="list-style-type: none"> - 停止、失効後すみやかに加入者証明書に定める全てのリポジトリにCRLを登録すること <li style="padding-left: 20px;">%CRLには事由と時刻が記録されていること <li style="padding-left: 20px;">%CRLに電子署名すること <p>%申請からCRL登録までの時間を開示すること</p>	<p>SG/R-19.7</p> <p>SG/CA-2.1.6</p> <p>SG/CA-3.5.3</p> <p>SG/L-34.1</p> <p>SG/R-21.3</p> <p>SG/CA-3.7.3</p> <p>SG/CA-3.7.4</p> <p>SG/CA-3.7.5</p> <p>SG/L-35.1</p> <p>SG/R-22.2</p> <p>SG/CA-3.8.4</p> <p>SG/CA-3.8.5</p> <p>SG/CA-3.8.6</p> <p>SG/CA-2.1.11</p>

国/地域	要旨	根拠資料
	%失効した電子証明書を再び有効にはならない	SG/CA-3.8.9
韓国	*加入者証明書 *CRL - 停止、強制停止、停止解除、失効または強制失効を行った場合、すみやかに処理しその事実を検証できるようにすること	KR/CPS-9.1 KR/CPS-30.2.5.1 KR/L-17.2 KR/L-18.2 KR/CPS-8.2 KR/CPS-30.2.5.2
日本	*CRL - 失効および強制失効を行った場合、すみやかにCRLをリポジトリに登録すること (JP/R-6.10)	JP/L-6.1.3 JPR-6.1.11 JP/A-3812 JP/R-6.1.9 JP/G-11.1 JP/A-3712 JP/A-3713
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

(2) 通知

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	<u>加入者への通知</u> *加入者証明書を停止した、または失効したこと (MY/L-32.2、MY/L-32.1) *加入者証明書の有効性または信頼性に影響を与えるすべての情報 (MY/L-35.1)	MY/L-32.3
シンガポール	<u>加入者への通知</u> *停止または失効を加入者へ通知すること *公認を更新しないこと (SG/R-5.3) *業務を廃止すること (SG/R-35.4)	SG/CA-3.7.7 SG/L-33.2 SG/R-22.4 SG/CA-3.8.8
韓国	<u>加入者への通知</u> *加入者証明書の有効性または信頼性に影響を与える次の情報 - 公認の登録、休止、廃止または取消	KR/CPS-30.2

国/地域	要旨	根拠資料
日本	加入者への通知 *認証局秘密鍵の危殆化 (JP/A-3C62) *業務の停止が伴う障害 (JP/A-3C63) *業務の廃止 (JP/G-12.2) *加入者証明書の失効	JP/L-6.1.3 JP/R-6.1.12 JP/A-3822
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

(3) 発行と受領

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	(a) 認証局 *公認認証局は、次の保証を制限してはならない - 加入者証明書に虚偽の情報を記録した - MY/L に準拠しない加入者証明書を発行した - 証明書クラスの範囲外で加入者証明書を発行した *加入者証明書の記録情報は、正確であること - 加入者証明書は、公認認証局により正確に発行されている (MY/L-29.1) - すべての準拠法に基づいて加入者証明書を発行している - 加入者証明書の加入者の受領を確定している - 加入者証明書の有効性および信頼性に影響を与えるすべての情報を通知する %停止および失効は、すみやかに処理すること - 公認認証局は、加入者提出情報の正確さの証明を求めることができる %加入者は、加入者秘密鍵の安全管理を行う義務を負う (b) 加入者 *いかなる者も次の責任の放棄または制限を行うことはできない - 加入者が加入者秘密鍵の正当な所有者であり公認認証局へ提供した情報が真実である (ML/L-38.1)	MY/L-34.2 MY/L-34.1 MY/L-36.1 MY/L-35.1 MY/L-42.1 MY/L-43.1 MY/L-40.1 MY/L-41.3

国/地域	要旨	根拠資料
	<ul style="list-style-type: none"> - 代理人が法的な権限および加入者に代わって署名する権限を有している (MY/L-39.1) - 加入者または代理人による虚偽または誤記の申請に依る公認認証局の損害に対する責任がある (MY/L-41.1、MY/L-41.2) *加入者秘密鍵は、加入者の所有物である *公認認証局は、加入者から文書による承諾に基づいて加入者秘密鍵を使用することができる 	<p>MY/L-44.1 MY/L-45.1</p>
シンガポール	<p>(a) 認証局</p> <ul style="list-style-type: none"> *電子証明書発行において SG/L に従っており、加入者がその証明書を受領したことを確認すること *加入者が加入者秘密鍵を保有していることを確認する *加入者証明書の記録情報は、正確であること <p>(b) 加入者</p> <ul style="list-style-type: none"> *加入者秘密鍵の維持管理と未権限者への公開防止 *加入者は、加入者秘密鍵が危殆化した場合、すみやかに失効申請を行うこと *加入者が秘密鍵を保有している *加入者証明書の記録情報は、正確である - 加入者は記録情報を検証すること 	<p>SG/L-30.2</p> <p>SG/L-39.1</p> <p>SG/L-40.1</p> <p>SG/L-38.2</p> <p>SG/CA-2.1.5</p>
韓国	<p>(a) 認証局</p> <ul style="list-style-type: none"> *正当な理由無しにサービスを拒否してはならない *公認認証局が加入者秘密鍵を生成した場合、交付後すみやかに廃棄すること <p>(b) 加入者</p> <ul style="list-style-type: none"> *加入者は、加入者秘密鍵が危殆化した場合、公認認証局への通報および信頼者への通知を行うこと - 公認認証局は当該通知方策を提供すること 	<p>KR/L-7</p> <p>KR/CPS-11.2</p> <p>KR/L-21.1</p> <p>KR/L-21.2</p>
日本	<p>(a) 認証局</p> <p><u>事前説明</u></p> <ul style="list-style-type: none"> *公認認証局は、加入予定者に対し次の説明を行うこと 	<p>JP/L-6.1.3</p> <p>JP/R-6.1.1</p> <p>JP/G-8.1.1</p> <p>JP/G-8.1.2</p>

国/地域	要旨	根拠資料
	<ul style="list-style-type: none"> - 不実の証明をさせた加入者は、罰せられる - 加入者は、加入者秘密鍵の安全管理を行うこと - 加入者秘密鍵が危殆化したまたは加入者証明書の記録に変更が生じた場合、加入者は、すみやかに失効申請を行うこと - 加入者は、電子署名を行う場合、指定暗号アルゴリズムを用いること 	JP/G-8.1.3
	<ul style="list-style-type: none"> *公認認証局は、個人情報の取扱方法および加入者証明書への記載範囲について加入予定者から承認を得ること 	JP/R-6.1.15.6 JP/A-3C53
	<ul style="list-style-type: none"> *加入者の氏名、住所および生年月日以外の属性情報の記録は、公認対象外であること(役職名など) 	JP/R-6.1.8 JP/A-360x
	(b) 加入者 <ul style="list-style-type: none"> *加入者は、加入者秘密鍵が危殆化した場合、すみやかに失効申請を行うこと (JP/G-8.1.3) 	
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.3.5.2 サービスレベル

(1) 稼働率

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> *システムの稼働時間および停止時間を監査報告として通報すること (SG/R-34.2c) *リポジトリ <ul style="list-style-type: none"> - いつでも利用可能なこと - 月のダウン率は0.3%を越えないこと - ダウン時間は一度に30分を越えないこと 	SG/R-30.1 SG/R-30.2 SG/R-30.3
韓国	*規定無し	
日本	*規定無し	
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.3.6 公認認証局の表明保証

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*加入者証明書に信頼制限を指定すること - 責任限度 %MY/L を遵守している場合、虚偽または偽造された電子署名を信頼して生じたあらゆる損失 %信頼制限を越える責任 %懲罰的損害賠償または苦痛に対する損害賠償	MY/L-60.1 MY/L-61.1
シンガポール	*加入者証明書に信頼制限を指定すること - 加入者に責任限度を説明すること	SG/L-44.1 SG/CA-2.1.3
韓国	*公認認証局の責任の種類と限度の確定手段を提供すること (KR/L-22-2.3.3) *公認認証局は、瑕疵が無いことを立証できない場合、加入者および信頼者に与えた損害を賠償すること	KR/L-26.1
日本	*規定無し	
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.3.7 公認リポジトリの表明保証

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*保証 - CRL の登録を受領後、信頼者に生じた 2 営業日以上 の損失に対する責任を負う - 責任限度 % CRL の登録を受領後、1 営業日以内の責任 %信頼制限を越える責任 %懲罰的損害賠償または苦痛に対する損害賠償 %開示した加入者証明書の不実表示に関する責任 %公認認証局、裁判所または監督者が開示した情報に基づく記録または通知 %認証局、電子証明書または加入者に関する情報の通報	MY/L-69.1 MY/L-69.2

国/地域	要旨	根拠資料
シンガポール	*規定無し	
韓国	*規定無し	
日本	*規定無し	
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.4 認証局運営の安全対策

5.4.1 セキュリティ体制

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	*次の役割を持つ者を含む体制とすること <ul style="list-style-type: none"> - 「責任者」セキュリティポリシーの承認者 - 「管理者」システムおよび操作のセキュリティ管理者(SG/CA-2.4.4) %複数人管理の対象となる	SG/CA-2.4.1 SG/CA-2.6.6
韓国	*次の役割を持つ者を含む体制とすること <ul style="list-style-type: none"> - 「責任者」セキュリティ対策を計画、監督および統制する者 - 「管理者」セキュリティ対策を実行する者 - 「主任者」システム管理またはネットワーク管理を担当する関連分野 2 年以上の経歴をもつ者 	KR/PR-t4.1.1.1 KR/PR-t4.1.1.2 KR/PR-t4.1.1.3
日本	*体制および役割を規則にすること <ul style="list-style-type: none"> - 業務に内部牽制を考慮すること *当該規則をメンテナンスすること *業務の技術に関する知識および経験を有する者を配置し必要数を規則にすること	JP/L-6.1.3 JP/R-6.1.15.2 JP/A-3C11 JA/A-3C12 JP/L-6.1.3 JP/R-6.1.15.5 JP/A-3C41 JA/A-3C42
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.4.2 外部委託管理

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	(a) 委託業務の範囲 *証明書発行に関するバックエンド業務 (b) 委託契約 *SG/CA に準拠すること *委託先要員を審査すること	SG/CA-1.5.16 SG/CA-2.1.1 SG/CA-2.6.5
韓国	(a) 委託業務の範囲 *登録業務 - 実在性確認 - 受領および登録 %申請書類(KR/CPS-25.1.1)および添付書類(KR/CPS-25.1.2)の保管を委任することができる - 登録端末の管理 - 登録に関わる個人情報の保護等 (b) 委託契約 *規定無し	KR/CP-2.1 KR/CPS-28.1 KR/CPS-26.1
日本	(a) 委託業務の範囲 *認証業務の一部とすること (b) 委託契約 *責任の分担および保証を明記すること *定期的な通報の義務を明記すること	JP/L-6.1.3 JP/R-6.1.15.3 JP/A-3C21 JP/L-6.1.3 JP/R-6.1.15.3 JP/A-3C22 JP/A-3C23
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.4.3 アクセス管理

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	(a) 入退管理設備 *物理的セキュリティに関する責任を定義し割当を行うこと	SG/CA-5.1.1

国/地域	要旨	根拠資料
	<p>*電源制御パネル、通信機器、配線などを未権限者のアクセスから保護すること</p> <p>(b) システム</p> <p>*異動者のアカウントに関する規定を定めること</p> <p>(c) 内部牽制</p> <p>*認証局秘密鍵は複数人で生成し保管すること</p> <p>*認証局秘密鍵と認証局秘密鍵バックアップの保管責任者は、別々に割り当てること</p> <p>*入退カードおよび鍵の管理は、複数人で行うこと</p>	<p>SG/CA-5.1.10</p> <p>SG/CA-2.4.5</p> <p>SG/CA-4.1.2</p> <p>SG/CA-4.5.3</p> <p>SG/CA-5.1.4</p>
韓国	<p>(a) 入退管理設備</p> <p>*役割に基づく入退許可を付与すること</p> <p>- 侵入警報の解除者および侵入監視設備の操作者を特定すること</p> <p>(b) システム</p> <p>*役割に基づくアカウントを付与すること</p> <p>- 管理者および監査者別のアクセス権限を設定すること</p> <p> %登録端末 (KR/F-2.1.1.3 イ)</p> <p> %HSM (KR/F-2.2.2 エ)</p> <p> %加入者ソフトウェア (KR/F-2.2.3.1 ウ)</p> <p>- 管理者、監査者およびポリシー管理者別のアクセス権限を設定すること</p> <p> %認証システム (KR/F-2.3.1.4 イ)</p> <p>- 管理者、監査者およびCRL等削除者別のアクセス権限を設定すること</p> <p> %リポジトリ (KR/F-2.3.2.1 ウ)</p> <p>- 管理者、監査者および有効性検証システムの秘密鍵管理者別のアクセス権限を設定すること</p> <p> %タイムスタンプ有効性検証システム (KR/F-2.4.2.2 イ)</p> <p>*システム管理者のアクセス権限を制限すること</p> <p>*異動者および退職者のアカウントを削除すること</p> <p>(c) 内部牽制</p>	<p>KR/PR-t2.1.2.3</p> <p>KR/PR-t2.2.2.1</p> <p>KR/F-2.5.1.2 ア</p> <p>KR/PR-t1.2.1.2</p> <p>KR/PR-t4.1.2.2</p>

国/地域	要旨	根拠資料
	<p>*次の作業は、3人以上で行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> - 公認認証局秘密鍵および対応する公開鍵の生成 <p>*次の認証システム室での作業は、2人以上で行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> - 加入者秘密鍵の生成 - 次のシステムの設置、操作および保守 <ul style="list-style-type: none"> %登録端末 %認証システム %タイムスタンプ有効性検証システム <p>*公認認証局秘密鍵の廃棄は、管理責任者および保安管理者の立会いで行うこと</p>	<p>KR/CPS-10.2 KR/F-2.2.2 才</p> <p>KR/CPS-10.3 KR/F-2.2.3.1 工</p> <p>KR/CPS-23.2</p> <p>KR/CPS-13.1 KR/PR-t4.1.2.2</p>
日本	<p>(a) 入退管理設備</p> <p>*役割に基づく入退許可を付与すること</p> <p>(b) システム (認証システムおよびリポジトリ)</p> <p>*パスワードは、定期的に変更すること</p> <ul style="list-style-type: none"> - システム管理者パスワードの周期は、操作者パスワードより短いこと - システム管理者パスワードは、特殊文字を併用すること <p>(c) 内部牽制</p> <p>*公認認証局秘密鍵の生成は、複数人で行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> - 認証システム室の HSM を使って作業すること <p>*公認認証局秘密鍵のバックアップの廃棄は、複数人で行うこと</p> <p>*認証システム室の作業は、複数人で行うこと</p> <p>*加入者秘密鍵およびその活性化 PIN の生成、転送、および出力は、複数人で行うこと</p> <p>*加入者識別ワンタイムパスワードの生成は、複数人で行うこと</p>	<p>JP/L-6.1.3 JP/R-6.1.16 JP/G-13.1 JP/A-3D12</p> <p>JP/L-6.1.3 JP/R-6.1.16 JP/G-13.1.3 JP/A-3D32</p> <p>JP/A-3D33</p> <p>JP/L-6.1.3 JP/R-6.1.17 JP/G-14.1.1 JP/A-3Exx</p> <p>JP/G-14.1.4</p> <p>JP/R-6.1.16 JP/G-13.1.1 JP/A-3D1x</p> <p>JP/R-6.1.3 JP/A-330x</p> <p>JP/R-6.1.3-2 JP/A-331x</p>

国/地域	要旨	根拠資料
	*体制および役割は、内部牽制を考慮して規則にすること (JP/A-3C11)	
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.4.4 運用管理

(1) 記録およびログ

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	<u>秘密鍵</u> *加入者秘密鍵および認証局秘密鍵の生成等の記録(SG/R-i7.1、SG/R-17.1.1) <u>証明書</u> *全ての発行した証明書 <u>申請記録</u> *登録および発行(日付) *更新 *停止 *失効 <u>設備</u> *設備の管理記録 (SG/R-i7.1、SG/R-17.1.1) <u>監査証跡</u> *証明書サービスに関する監査証跡 <u>システム</u> *ログ(SG/R-17.3) <u>その他</u> *物理的セキュリティのバイパスまたは無効化の記録 *バックアップ - 認証局秘密鍵 *ログ - 入退ログ (SG/CA-5.1.9)	 SG/R-17.2 SG/CA-5.5.2 SG/R-i7.1 SG/R-17.1 SG/CA-3.2.3 SG/R-19.11 SG/R-20.3 SG/R-21.10 SG/R-22.5 SG/CA-3.10.1 SG/CA-5.5.5 SG/CA-5.5.6 SG/CA-5.1.12 SG/CA-4.5.1
韓国	<u>秘密鍵</u>	

国/地域	要旨	根拠資料
	*加入者秘密鍵の生成等の記録	KR/CPS-25.1.6 KR/F-2.2.3.1 ウ
	*公認認証局秘密鍵の生成等の記録	KR/CPS-25.1.7 KR/F-2.2.2 エ
	<u>証明書(KR/L-22.1)</u>	
	*加入者証明書	
	<u>申請記録(KR/L-22.1)</u>	
	*登録	
	- 申請書類	KR/CPS-25.1.1
	- 添付書類	KR/CPS-25.1.2 KR/CPS-25.1.3
	*失効	
	- 申請書類(決定者名および事由)	KR/CPS-25.1.5
	<u>有効性検証</u>	
	*有効性検証等の記録	KR/F-2.3.2.2 イ
	<u>運用</u>	
	*職員以外の入退記録 (KR/PR-t4.3.1.2)	
	<u>設備</u>	
	*ネットワークシステム管理記録、認証システム管理記録 (KR/PR-t4.3.1.2)	
	<u>システム</u>	
	*変更記録	
	- 業務手順	KR/CPS-23.1
	- 設備	KR/CPS-24.4
	- ネットワーク (KR/PR-t4.3.1.2)	KR/PR-t1.1.2.3
	%ルータのアクセスリスト	
	%ファイアウォールのルール	
	- システム	
	%追加、廃棄、変更	KR/PR-t1.2.2.2
	<u>ログ</u>	
	*監視ログ	KR/PR-t2.2.2.2
	*通信ログ、入退ログ、侵入検知ログ (KR/PR-t4.3.1.1)	
	- 通信ログは定期的に点検すること	KR/PR-t1.1.2.2
	<u>その他</u>	
	*登録情報の入力等の記録 (KR/CPS-25.1.1)	KR/F-2.1.1.3 ア
	*加入者証明書の発行等の記録	KR/F-2.3.1.4 ア

国/地域	要旨	根拠資料
	<ul style="list-style-type: none"> *CRL の登録等の記録 *タイムスタンプの検証等の記録 *バックアップ <ul style="list-style-type: none"> - 認証システム *ログ <ul style="list-style-type: none"> - 起動、停止、ログイン、ログアウトおよびアカウントの追加、削除およびアクセス権の変更 	<ul style="list-style-type: none"> KR/CPS-25.1.4 KR/F-2.3.2.1 ウ KR/CPS-17.1 KR/F-2.4.2.2 イ KR/PR-t3.2.2.5 KR/F-2.5.1.2 イ
日本	<p><u>秘密鍵</u></p> <ul style="list-style-type: none"> *公認認証局秘密鍵の生成、バックアップ、活性化および廃棄の記録 *加入者秘密鍵の生成、受領および廃棄の記録(日付、担当者名および責任者名) <ul style="list-style-type: none"> - 公認認証局公開鍵の記録(日付、担当者名および責任者名) <p><u>証明書</u></p> <ul style="list-style-type: none"> *加入者証明書およびその記録(日付、担当者名および責任者名) <p><u>申請記録</u></p> <ul style="list-style-type: none"> *登録 <ul style="list-style-type: none"> - 「事前説明」(JP/R-6.1.1)の実施記録 - 申請書類 - 添付書類 - 審査の記録(日付および決定者名) - 申請を受け付けなかった事由 *失効 <ul style="list-style-type: none"> - 申請書類(日付、受領者名)、本人確認資料、失効事由 - 失効の記録(日付、決定者名) - 申請を受け付けなかった事由 - 失効情報(JP/R-6.1.10)およびCRLの作成記録(日付、担当者名、責任者名) 	<ul style="list-style-type: none"> JP/L-11.1 JP/R-12.1 JP/A-41xx JP/A-42xx

国/地域	要旨	根拠資料
	<u>改訂</u> *CPS(JP/R-6.1.13)の改訂(日付、改訂者名、責任者名) *業務手順(JP/R-6.1.15.1)の改訂(日付、改訂者名、責任者名) *役割(JP/R-6.1.15.2)の改訂(日付、改訂者名、責任者名) *外部委託契約(JP/R-6.1.15.3)の書類(日付、改訂者名、責任者名) *監査規程(JP/R-6.1.15.4)および監査結果(日付、改訂者名、責任者名)	JP/A-43xx
	<u>設備</u> *保守および変更の記録	JP/L-11.1 JP/R-12.1 JP/A-44xx
	<u>システム</u> *障害の記録 *認証システム室の入退室の記録(JP/R-4.1.1) *認証システムへの不正アクセス(JP/R-4.1.2)の記録 *認証システムの異常操作および障害(JP/R-4.1.3)の記録 *アクセス権付与(JP/R-6.1.16)の記録 *認証システムの保守および変更の記録 *帳簿の利用および廃棄の記録	
	<u>その他</u> *操作ログ (認証システム、リポジトリ) - 操作者名、端末 ID、内容、発生日時および結果 %操作者単位のログ表示ができること *通信ログ	JP/L-6.1.1 JP/R-4.1.3 JP/G-6.2 JP/A-1352 JP/A-1362 JP/R-4.1.2 JP/G-5.1.1 JP/A-1213
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

(2) バックアップ周期

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	*リポソトリ (SG/CA-3.5.5)、認証局秘密鍵 (SG/CA-4.5.2)、監査証跡 (SG/CA-5.5.5) - バックアップ規定による	SG/CA-2.9.4
韓国	*監視記録 (KR/PR-t2.2.2.2) - 月 1 回以上 *認証システム (KR/PR-t3.2.2.5) - 週 1 回以上 (オンラインシステム) - 月 1 回以上 (オフラインシステム) - 毎月 1 回以上 (認証システムの点検) %ハードディスク以外の媒体を使用すること %改ざん防止対策を施すこと	KR/PR-t4.4.1.1
日本	*規定無し	
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

(3) 保守

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	*ソフトウェアの実装およびテストに関する変更規定を定めること	SG/CA-5.3.1 SG/CA-5.3.2 SG/CA-5.3.4
韓国	*ソフトウェアパッチを行うこと *保守契約を結ぶこと	KR/F-2.5.1.2 ア
日本	*規定無し	
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.4.5 危機管理

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	

国/地域	要旨	根拠資料
シンガポール	*危機管理の範囲 - 登録局鍵、認証局証明書鍵および加入者証明書の危殆化 - システムやネットワークへの侵入 - 物理セキュリティ違反 - 基盤の可用性 - サービスに関する偽りの情報の登録および生成	SG/CA-2.8.1
	*対応策 - 危殆化の管理、加入者への通知、証明書の失効、処理体制、サービス中断手続き、記録およびログの分析、広報	SG/CA-2.8.2
	- 監督者への 24 時間以内の通報	SG/CA-2.8.4
	*入退カードおよび鍵の紛失は、管理者に通報すること	SG/CA-5.1.6
韓国	*次の手順を確立すること	KR/PR-t4.2.1.1
	*侵入警報の通報および記録	KR/PR-t2.2.2.1
日本	*次の手順を確立すること	JP/L-6.1.3
	- 公認認証局秘密鍵の危殆化 (おそれを含む)対応および回復手順 (JP/A-3C62)	JP/R-6.1.15.7 JP/A-3C61
	- 災害対応および回復手順	JP/A-3C63
	%加入者への通知および信頼者への情報開示	JP/A-3C64
	%原因の究明および対応策	
	- 監督者への通報手順 %障害内容 %発生日時 %措置および状況	
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.4.6 教育および訓練

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	*情報セキュリティ周知プログラムの実施 (毎年)	SG/CA-2.4.3
	*基本的な IT の保護、セキュリティの特徴、システムと運用の脆弱性	SG/CA-2.4.4

国/地域	要旨	根拠資料
	*役割	SG/CA-2.6.9
	*コンピュータシステムの運用	SG/CA-5.2.6
韓国	*携帯用消火器の使用方法	KR/PR-t3.1.2.1
	*管理者、主任者、認証システム要員は、定期的な履修 (年 1 回以上)を行うこと	KR/PR-t4.1.2.1
日本	*業務手順	JP/L-6.1.3 JP/R-6.1.15 JP/A-3C03
	*役割	JP/A-3C13
	*個人情報の取扱	JP/A-3C54
	*危機管理	JP/A-3C65
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.4.7 レビュー

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	*暗号アルゴリズム、物理的な安全、システムの安全、OS の新しい技術的リスク (毎年) - 当該リスク対応計画の作成	SG/CA-2.5.1
	*資格がある独立機関のネットワーク診断を受けること (半年毎)	SG/CA-2.5.5 SG/CA-5.4.4
	*責任とアクセス権 (毎年)	SG/CA-2.6.8
	*事業継続計画 (SG/CA-2.9.1) (半年毎)	SG/CA-2.9.7
	*区画の入退記録 (管理者が毎日)	SG/CA-5.1.9
	*認証アプリケーションソフトウェアのリスク (毎年)	SG/CA-6.1.4
韓国	*委託登録業務 (KR/CPS-28.1)(1年に1回以上) - 全ての登録局 (KR/CPS-28.1)(2年に1回以上)	
日本	*CPS (JP/R-6.1.13、JP/G-12.1)、業務手順 (JP/R-6.1.15.1、JP/G-12.1)に基づく定期的レビュー - レビュー結果および最新技術動向を踏まえ是正すること	JP/L-6.1.3 JP/R-6.1.15.4 JP/A-3C32 JA/A-3C33

国/地域	要旨	根拠資料
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.5 認証局設備/装置の安全対策

5.5.1 物理的管理策

(1) 施設および区画の保護

i) 施設の保護

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	<u>侵入対策</u> *侵入検知設備を設置すること	SG/CA-5.1.13
韓国	<u>侵入対策</u> *24 時間入退警備を行うこと *窓、壁へ侵入検知および侵入警報設備を設置すること - 24 時間検知できること *侵入監視設備を設置すること	KR/PR-t2.1.1.2 KR/PR-t2.2.1.1 KR/PR-t2.2.1.2
	<u>防火対策</u> *火災報知設備および消火設備を設置すること - 火災報知設備および消火設備は、定期的に点検すること - ガス式消火剤は、定期的に交換すること	KR/PR-t3.1.1.1 KR/PR-t3.1.2.1 KR/F-2.5.2.5 ア
	<u>防水対策</u> *認証システムは、床から 30cm 以上の高さに設置すること	KR/PR-t3.1.2.2 KR/F-2.5.2.5 イ
	<u>地震対策</u> *規定無し	
	<u>環境対策等</u> *空調対策 - 定期的に点検すること	KR/PR-t3.2.1.2 KR/PR-t3.2.2.2 KR/F-2.5.2.5 工
	*電源設備の接地を定期的に点検すること	KR/F-2.5.2.5 才 KR/PR-t3.1.2.4
日本	<u>侵入対策</u> *規定無し	

国/地域	要旨	根拠資料
	<u>防火対策</u> *建築基準法に関する耐火建築物または準耐火建築物であること	JP/G-7.1.3.3 JP/A-1591
	<u>防水対策</u> *規定無し	
	<u>地震対策</u> *地震被害のおそれが少ない地盤を選択すること *建築基準法に関する構造耐力の基準に適合すること	JP/G-7.1.3.1 JP/A-1571 JP/G-7.1.3.2 JP/A-1581
	<u>環境対策等</u> *規定無し	
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

ii) 区画の保護

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	(a) 認証システム室 <u>侵入対策</u> *独立区画であること - 電磁波の影響が無いこと	SG/CA-5.1.8 SG/CA-5.1.7
韓国	(a) 認証システム室 (登録端末またはHSMまたはタイムスタンプ有効性検証システムの併設を認める) <u>侵入対策</u> *独立区画であること *壁の強度の確保および開口部の対策を行うこと *侵入検知設備(振動検知設備、音響検知設備等)および侵入警報設備を設置すること *侵入監視設備を設置すること - 24時間監視できること <u>防火対策</u> *規定無し	KR/PR-t2.1.2.1 KR/PR-t2.1.2.2 KR/F-2.5.2.1 ア KR/F-2.5.2.3 ア KR/F-2.5.2.3 イ

国/地域	要旨	根拠資料
	<u>防水対策</u> *規定無し (b) 加入者登録関連記録室 *入退管理設備付き独立区画(事務室から分離していること)とし、鍵付キャビネットまたは金庫を設置すること	KR/F-2.1.1.3 イ
日本	(a) 認証システム室 (登録端末または加入者識別システムの併設を認める) <u>侵入対策</u> *壁の強度の確保および開口部の対策を行うこと *侵入検知設備(モーション検知)および侵入警報設備を設置すること <u>防火対策</u> *火災報知設備および消火設備を設置し点検すること *認証システム室は、建築基準法に関する防火区画であること - ケーブル延焼防止措置を行うこと - ダクトに防火上有効なダンパを設置すること <u>防水対策</u> *設備は、2階以上の階に設置すること - 1階以下に設置する場合、浸水対策を行うこと *防水施工をすること *水使用設備は、設置してはならない *漏水センサーを設置すること *漏水監視を行うこと (b) 登録端末室および加入者識別システム室 *独立区画とし、施錠できること	JP/L-6.1.1 JP/R-4.1.5 JP/G-7.1.2.2 JP/A-1531 JP/A-1532 JP/A-1123 JP/G-7.1.2.3 JP/A-1541 JP/G-7.1.2.4 JP/A-1551 JP/A-1552 JP/A-1553 JP/G-7.1.2.1 JP/A-1521 JP/A-1522 JP/A-1523 JP/A-1524 JP/A-1525 JP/L-6.1.1 JP/R-4.1.1 JP/G-4.1.1.4 JA/A-1152 JP/A-1153
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

iii) 表示管理

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*公認番号、業務名、事業所の住所およびその他 監督者の指定事項は公示してはならない	MY/L-26.1
シンガポール	*認証システムの所在を公開してはならない	SG/CA-5.1.2
韓国	*規定無し	
日本	*施設内外の看板または表示板、パンフレット、 ホームページに設備の所在を明示または暗示 してはならない	JP/L-6.1.1 JP/G-6.1.4 JP/A-134x
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

(2) 設備の保護

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	*災害や故障に備え、事業継続計画を定めること - 当該計画には認証局秘密鍵の危殆化を含むこと	SG/CA-2.9.1 SG/CA-2.9.2
韓国	<u>停電対策</u> *燃料供給無しで2時間以上電源供給できる非常用発電機を設置すること *30分以上電源供給できるUPSを設置すること - 定期点検を行うこと - バッテリーを定期的に交換すること <u>災害対策</u> *認証システムは、ラックで固定すること(地震対策) <u>不正アクセス対策</u> *ネットワーク、認証システムおよび保護システムを収納するラックは、施錠できること	KR/PR-t3.2.1.1 KR/F-2.5.2.5 ウ KR/PR-t3.2.2.1 KR/PR-t3.1.2.3 KR/PR-t1.2.2.1 KR/F-2.5.2.4 ア
日本	<u>停電対策</u> *監視設備には、UPS等を設置すること *認証システムおよび入退室管理設備にはUPS またはCVCF(蓄電池を含む)を設置すること	JP/L-6.1.1 JP/R-4.1.5 JP/G-7.1.2.5 JP/A-1147 JP/A-1561

国/地域	要旨	根拠資料
	<u>災害対策</u> *認証システムは、固定すること(地震対策)	JP/L-6.1.1 JP/R-4.1.5 JP/G-7.1.1 JP/A-151x
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

(3) 記録およびバックアップの保護

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	<u>バックアップサイト</u> *認証局秘密鍵のバックアップ <u>その他</u> *アーカイブおよび監査証跡は、未権限者のアクセスから保護すること - いつでも利用可能であること	SG/CA-4.5.2 SG/CA-3.9.2 SG/CA-3.10.2
韓国	<u>加入者登録関連記録室の鍵付キャビネットまたは金庫</u> *加入者登録に関する記録 (-> 5.4.4 節(1)) <u>鍵付キャビネットまたは金庫</u> *加入者証明書 <u>変更および削除から保護されバックアップする物</u> *運用、失効、有効性検証に関する記録 (-> 5.4.4 節(1)) <u>バックアップサイト (10km 以上離れた遠隔地)</u> *加入者秘密鍵の生成等の記録 *公認認証局秘密鍵の生成等の記録 - 公認認証局秘密鍵は、HSM に保管すること *タイムスタンプの検証等の記録 *認証システムのバックアップ (KR/PR-t3.2.2.5)	KR/F-2.1.2.1 KR/F-2.5.2.4 イ KR/CPS-27.1 KR/CPS-25.4 KR/F-2.3.1.3 イ KR/CPS-12.3 KR/F-2.2.2 カ KR/CPS-11.1 KR/CPS-12.2 KR/CPS-19.1

国/地域	要旨	根拠資料
日本	<u>秘密分散方式</u> *公認認証局秘密鍵 <u>その他</u> (-> 5.4.4 節(1)) - 施錠管理された区画であること - 自動火災報知設備および消火設備を備えること - 直射日光が当たらないこと - 紙の原本の判読性を確保すること - 紙の原本は、専用ファイル化すること - 電磁媒体の見読性を確保すること %アプリケーションを維持し保存すること %ケースに入れること %媒体の特徴に合わせた再記録	JP/L-6.1.3 JP/R-6.1.17 JP/G-14.1.2 JP/A-3E2x JP/L-6.1.3 JP/R-6.1.15.6 JP/A-3C55 JA/A-3C56
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

(4) 入退管理

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	(a) 施設 *規定無し (b) 認証システム室 *入退管理システムを設置し、監査すること	SG/CA-5.1.3
韓国	(a) 施設 <u>職員等</u> *警備員は、CCTV または肉眼で入退を 24 時間管理すること <u>職員等以外の立入者</u> *警備員は、CCTV または肉眼で入退を 24 時間管理すること *入退を記録すること *1 人以上の職員等が帯同すること	KR/PR-t2.1.2.2 KR/PR-t2.1.2.1

国/地域	要旨	根拠資料
	(b) 認証システム室 *2 段 (生体認証および所持品)で認証を行う設備を備えること *身代わり行為および後に付いて立ち入る行為による入室を防止する設備を備えること *停電時でも入退管理および監査記録が行えること	KR/F-2.5.2.2 イ KR/F-2.5.2.2 ウ KR/F-2.5.2.2 エ
日本	(a) 施設 *規定無し (b)認証システム室 職員等 *複数人入室とし、生体認証を行うこと *入室者と同数の退室を管理すること *入室操作時間および試行回数の異常で警報を発すること *入退室者および在室者を監視すること - 監視設備は、1 週間分以上の映像が記録できること 職員等以外の立入者 *複数人で帯同すること	JP/L-6.1.1 JP/R-4.1.1 JP/L-6.1.1 JP/R-4.1.1 JP/G-4.1.1.1 JP/A-1111 JP/A-1112 JP/G-4.1.1.2 JA/A-1122 JP/G-4.1.1.3 JA/A-1132 JA/A-1133 JP/G-4.1.1.4 JP/A-1144 JP/A-1143 JP/L-6.1.3 JP/R-6.1.16 JP/G-13.1.2 JP/A-3D2x
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.5.2 技術的管理策

5.5.2.1 ネットワーク

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	

国/地域	要旨	根拠資料
シンガポール	(a) 外部ネットワーク <u>フィルタリング(ファイアウォール)</u> *CA システムは他システムからのネットワークアクセスから保護されていること *登録システムおよびリポジトリだけが外部ネットワークに接続されること *認証システムは隔離されていること <u>侵入検知(IDS)</u> *IDS を導入すること (侵入を検知した場合はアドミニストレータに通報すること) (b) 内部ネットワーク <u>外部ネットワークを渡る場合</u> *暗号化すること *電子署名を用いること	SG/CA-5.4.1 SG/CA-5.4.2 SG/CA-5.4.3 SG/CA-5.4.5 SG/CA-5.4.8 SG/CA-5.4.7
韓国	(a) 外部ネットワーク <u>二重化</u> *二重化していること *障害時自動切替できること <u>フィルタリング(ファイアウォール)</u> *業務に必須なプロトコルおよびサービスのみ許可すること <u>侵入検知(IDS)</u> *DoS 攻撃を検知できること *全トラフィックを検査し侵入を追跡し警報できること *シグネチャファイルが更新できること (b) 内部ネットワーク <u>外部ネットワークを渡る場合</u> *暗号化すること *約定により電子署名を用いる場合、指定暗号アルゴリズムを用いること <u>分離</u> *サービスと業務のネットワークを分離すること	KR/PR-t3.2.1.3 KR/PR-t3.2.2.3 KR/F-2.5.1.1 ア KR/PR-t1.1.2.2 KR/F-2.5.1.1 イ KR/PR-t1.1.2.2 KR/F-2.5.1.1 イ KR/CPS-4.1 KR/PR-t1.1.2.1
日本	(a) 外部ネットワーク	JP/L-6.1.1 JP/R-4.1.2 JP/G-5.1.1

国/地域	要旨	根拠資料
	<u>フィルタリング(ファイアウォール)</u> *プロトコルおよびサービスを制限すること *経路制御を行うこと	JP/A-1212 JP/A-1213
	<u>侵入検知(IDS)</u> *不正侵入およびサービス妨害を検出し警報で きること *シグネチャファイルの手動設定および定期的 な更新ができること	JP/A-1212 JP/A-1214
	(b) 内部ネットワーク <u>外部ネットワークを渡る場合</u> *盗聴および改ざんからの保護を講じること	JP/A-1222
	<u>同一室内の装置間で通信する場合</u> *システム設定、アクセス管理、要員管理を講じ ること *加入者識別ワンタイムパスワードから認証シ ステムへ通信を行う場合、盗聴および改ざん からの保護を講じること	JP/A-1223 JP/A-1232
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

5.5.2.2 コンピュータシステム

(1) 全般

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*次のサービスは信頼システムを使用すること - 証明書の発行、停止、失効 (-> (2)節登録端末、認証システム) - 開示 (-> (2)節リポジトリ) - 認証局および加入者秘密鍵の生成 (-> (2)節 HSM、加入者ソフトウェア)	MY/L-27.1
シンガポール	*サービスにあたり、次を満たす信頼システムを 使用すること - 専用であること - ソフトウェアの完全性を検証すること	SG/ L-27.1 SG/CA-5.2.1 SG/CA-5.2.2

国/地域	要旨	根拠資料
	- ISO15408EAL4 以上を確定すること	SG/CA-5.2.3
	- 辞書攻撃等を防ぐ認証機能であること	SG/CA-5.2.4
	- セキュリティモジュールは資格がある独立機関のレビューを受けること	SG/CA-5.2.5
	- タイムアウト機能があること(機密上重要なシステムの場合 10 分以内)	SG/CA-5.2.7
韓国	*指定システム毎に規定 (-> (2)節)	
日本	*指定システム毎に規定 (-> (2)節)	
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

(2) 信頼システム

i) 登録端末

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*信頼システムであること (MY/L-27.1)	
シンガポール	*信頼システムであること (SG/ L-27.1)	
韓国	*ソフトウェアの変更および削除に対処できること *申請関係の記録の漏洩、変更および削除に対処できること *監査記録をバックアップできること	KR/F-2.1.1.3 イ
日本	*操作者単位にアクセス権限設定ができること (JP/A-1312) *パスワード、電子署名または生体情報による認証機能があること (JP/A-1313)	JP/L-6.1.1 JP/R-4.1.3 JP/G-6.1.1 JP/A-1314
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

ii) 認証システム

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*信頼システムであること (MY/L-27.1)	
シンガポール	*信頼システムであること(SG/L-27.1)	

国/地域	要旨	根拠資料
韓国	<ul style="list-style-type: none"> *ソフトウェアの変更および削除に対処できること *監査記録をバックアップできること *二重化していること 	KR/F-2.3.1.4 イ KR/F-2.3.2.1 ウ KR/PR-t3.2.1.4 KR/F-2.3.1.5 KR/F-2.3.2.1 エ KR/PR-t3.2.2.4
日本	<ul style="list-style-type: none"> *操作者単位にアクセス権限設定ができること *パスワード、電子署名または生体情報による認証機能があること *次の遠隔操作を禁止すること <ul style="list-style-type: none"> - 登録端末以外からの遠隔操作 - パスワード設定 	JP/L-6.1.1 JP/R-4.1.3 JP/G-6.1.1 JP/A-1312 JP/A-1313 JP/A-1332 JP/A-3D33
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

iii) リポジトリ

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*信頼システムであること (MY/L-27.1)	
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> *信頼システムであること(SG/L-27.1) *不正な変更、挿入および削除から保護すること <ul style="list-style-type: none"> - 操作者の認証を行うこと - 安全な通信経路に接続すること %通信またはプライバシー保護のためにアクセス制限を実施すること 	SG/L-46.1 SG/CA-3.5.4 SG/CA-3.7.6 SG/CA-3.8.7
韓国	<ul style="list-style-type: none"> *ソフトウェアの変更および削除に対処できること *監査記録をバックアップできること *二重化していること 	KR/F-2.3.2.2 イ KR/F-2.3.2.2 ウ
日本	*認証システムと同じ	
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

iv) HSM

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*信頼システムであること (MY/L-27.1)	
シンガポール	*信頼システムであること (SG/L-27.1) *認証局秘密鍵は不正アクセスから保護されていること	SG/CA-5.1.5 SG/CA-5.4.6
韓国	*FIPS140-1 または FIPS140-2 のレベル 3 を満たす装置であること *ソフトウェアの変更および削除に対処できること *監査記録をバックアップできること *二重化していること	KR/CPS-11.1 KR/F-2.2.2 イ KR/F-2.2.2 エ KR/F-2.2.2 カ
日本	*公認認証局秘密鍵の漏洩を防止するために必要な機能を有する専用装置であること	JP/L-6.1.1 JP/R-4.1.4 JP/A-14xx
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

v) 加入者ソフトウェア

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*信頼システムであること (MY/L-27.1)	
シンガポール	*信頼システムであること	SG/36.1
韓国	*監査記録をバックアップできること *バージョンおよび更新が管理できること	KR/F-2.2.3.1 ウ KR/F-2.6.5 イ
日本	*規定無し	
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	

vi) タイムスタンプ有効性検証システム

国/地域	要旨	根拠資料
マレーシア	*規定無し	
シンガポール	*規定無し	

国/地域	要旨	根拠資料
韓国	<ul style="list-style-type: none"> *ソフトウェアの変更および削除に対処できること *監査記録をバックアップできること *管理者であっても時間変更できないこと 	KR/F-2.4.2.2 イ
日本	*規定無し	
フィリピン	*規定無し	
タイ	*規定無し	